

平成17年6月16日（木曜日）

議事日程第3号

平成17年6月16日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（122人）

1番 藤田和久	2番 佐藤文子	3番 小山誠治
4番 高松昭一	5番 田中孝悦	6番 今野鴻業
7番 佐々木昌志	8番 佐藤耕悦	9番 安部寛治
10番 小松一義	11番 渡邊秀俊	12番 進藤聆爾
13番 川原誠徳	14番 佐々木金治	15番 佐藤勝美
16番 高橋照雄	17番 菊地喜代司	19番 杉澤千恵子
20番 仲村力夫	21番 北村稔	22番 児玉裕一
23番 鈴木三男	24番 竹原弘治	25番 伊藤晴敏
26番 加藤博康	27番 千葉次郎	28番 三浦一夫
31番 佐々木秀治	32番 高橋恵五郎	33番 伊藤長一
34番 伊藤祐耕	35番 佐々木清二郎	37番 菊地幸悦
38番 齊藤正俊	39番 佐藤孝次	40番 山崎栄一
42番 大野忠夫	43番 伊藤晴通	44番 田村一郎
45番 千葉友悦	46番 千葉健	47番 豊嶋明
48番 小笠原悌二郎	49番 大野清昭	50番 佐藤隆盛
51番 高橋清之助	52番 鈴木長生	54番 佐々木恒男
55番 大坂義徳	56番 熊澤龍雄	57番 藤嶋次男
58番 能味垵一	59番 武藤清	61番 鎌田正
62番 三浦泰治	63番 高橋篤朗	64番 鈴木静男
66番 進藤文五郎	67番 土井文夫	68番 川原忠夫

69番 福原信男	70番 伊藤克輝	72番 佐藤泰久
73番 藤谷一誠	74番 大坂猛夫	75番 鈴木勝博
76番 高橋敏英	77番 畦田健	78番 佐々木十三夫
79番 小松栄治	80番 佐々木與一	81番 戸堀實
83番 今野智	85番 小西郁雄	86番 鈴木誠一
87番 小松悦歩	88番 本多良典	89番 伊藤清
90番 佐藤芳雄	91番 高橋孝夫	92番 鈴木孝篤
93番 加藤勲	94番 今野篤	95番 佐藤一
96番 後藤昌伸	97番 大橋秀	98番 藤田君雄
99番 小山緑郎	100番 橋本五郎	101番 茂木隆
102番 大山茂	103番 大山利吉	104番 出原武郎
105番 門脇茂雄	106番 佐々木圭一	107番 佐藤清吉
108番 佐々木忠雄	109番 小山田トシ	111番 信田勇一
113番 加藤孝悦	114番 高橋一志	115番 原則雄
116番 長澤春男	117番 高橋幸晴	118番 菅原長左衛門
120番 木元正一郎	121番 草薨忠誠	122番 斉藤博幸
123番 鈴木辰美	124番 大河昇	125番 松本博
126番 鈴木馨	127番 鈴木隆太郎	128番 岡田博介
129番 三浦圭光	130番 高貝昌伸	131番 長沢典雄
132番 斎藤幸巳	133番 小柳悦朗	134番 門脇一男
135番 高橋長一郎	136番 佐々木洋一	

欠席議員（4人）

60番 田中喜一郎	71番 亀井義信	82番 富岡弘
110番 小松重文		

説明のため出席した者

市長 栗林次美	教育長 笹元嘉辰
総務部長 久米正雄	企画部長 佐々木正広
市民生活部長 高橋源一	健康福祉部長 根本正進

農林商工部長	金正行	建設部長	鎌田栄治
病院事務長	高橋大樹	水道局長	田口良邦
国体準備事務局長	中嶋喜代博	教育次長	相馬義雄
教育次長	毛利博信	大曲総合支所長	川越貞友
神岡総合支所長	鈴木三郎	西仙北総合支所長	佐藤主憲
中仙総合支所長	大野繁	協和総合支所長	武藤芳和
南外総合支所長	佐々木宏	仙北総合支所長	藤肥康弘
太田総合支所長	金谷道男	総務部庶務課長	元吉峯夫
総務部財政課長	小林幸悦	企画部総合政策課長	小松辰巳

議会事務局職員出席者

局長	田口誠一	主幹	齊藤茂
副参事	高橋薫	副主幹	鈴木康悦
副主幹	伊藤雅裕	副主幹	加藤博勝
主席主査	佐々木孝雄	主査	佐藤マキ
主任	高橋正人	主事	菅原直久

午前10時00分開議

○議長（加藤 勲君） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

欠席の届け出は60番田中喜一郎君、71番亀井義信君、82番富岡弘君、110番小松重文君、遅刻の連絡のあった者は85番小西郁雄君であります。

○議長（加藤 勲君） 本日の議事は、日程第3号をもって進めます。

○議長（加藤 勲君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。最初に97番大橋秀君。

○97番（大橋 秀君）【登壇】 本日の一般質問のトップバッターで少々緊張しております。よろしくお願ひします。

まず第1に、大仙市におけるごみ袋についてであります。現在、市販されているご

み袋の形をスーパーなどで使用されているようなものに変えることができないものかお伺いいたします。

このことについては、旧西仙北町議会の一般質問で2回質問させていただきましたが、最後まで実現できずに経過してきました。そのときは業者と2年契約であり、コストもかかるし、在庫の関係もあるので、今後検討するという答弁をいただいたと記憶しております。その後、何の進展もなく今現在も店頭で販売されているごみ袋は、旧町村名の印刷されたものそのままです。使いやすい形に変えると同時に、大仙市の名称を印刷し、それによって少しずつでも住民の方々が大仙市の市民としての一体感を持てるようになるのではないかと思います。誰もが毎月何回か使用し、目にするものだから、より一層効果が期待できるのではないかと思います。

もう1つは、先日テレビで放送されたことですが、黄色の袋にするとカラスの被害が激減し、かなりの効果があることが実証されました。合併して組織も変わったことですので、この機会に是非実行していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

2つ目は、納税貯蓄組合についてですが、旧市町村それぞれ納税組合があったと思いますが、合併時、この納税組合がどのくらいの組合数であったのか。また、全世帯の何%ぐらいに相当するのでしょうか。そしてこの組合は、納税促進にどの程度効果があったのかお伺いいたします。

このような様々な事柄を踏まえてのことだと存じますが、完納奨励金と前納報奨金が廃止になり、組合事務費として助成することになりました。組合事務費とは、具体的にどのようなことをするための助成金なのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（加藤 勲君） 97番大橋秀君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 大橋議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、大仙市におけるごみ袋についてであります。

議員ご案内のとおり、現在は大仙美郷環境事業組合を構成している大仙市の旧市町村と美郷町の旧町村名入りのごみ袋を使用していただいておりますが、大仙市の合併に伴い、新しい大仙市・美郷町名入りのごみ袋の更新を現在進めております。その中で主にデザイン、形状、色彩などについて検討しております。メーカー、卸、小売店の在庫等の関連もありまして、今年10月頃までに店頭で販売できるよう考えております。

また、議員ご指摘のありました袋の形状につきましては、以前から利用者より要望が

ありましたスーパーのレジ袋のような結び目のついた扱いやすい形状を考えており、現在、製造業者にサンプルを依頼しております。

なお、中仙地区については、向こう3年を目途に、角館町外二か町村公衆衛生施設組合へごみ処理業務を委託することになっており、現在、中仙地区限定のごみ袋を使用しておりますが、3年後は中仙地区も同様のごみ袋になる予定であります。

質問の第2点、納税貯蓄組合に関する質問につきましては、総務部長から答弁させていただきます。

○議長（加藤 勲君） 久米総務部長。

○総務部長（久米正雄君） 質問の第2点、納税貯蓄組合についてお答え申し上げます。

初めに、合併時の納税貯蓄組合の組合数につきましては728組合ございます。

次に、納税貯蓄組合の納税促進効果につきましてでございますけれども、納税貯蓄組合は、納税貯蓄組合法に基づいて設立された法定団体でありまして、本来は納税のために計画的に貯蓄を行い、納付を容易かつ確実にすることを目的としております。

現在設立されている納税貯蓄組合は、納税知識の普及啓蒙を図り、地域の連帯感を育てながら納税意識を高め、税の収納率向上に大きく寄与してきたものと考えております。

なお、大仙市全体では18,618世帯が加入しております。大体、全世帯の63%程度の加入でございます。そういうことで納税推進の役割を担っているところでございます。

次に、合併前の完納奨励金が廃止され、事務費として組合に助成することについてでございますけれども、この件につきましては平成7年に神奈川県小田原市で納期内納付額に応じた奨励金を支給したことに対して住民訴訟が起きまして、これが違法という判決が出たところでございます。その後、全国的にこの判決を踏まえまして、この納期内納付額に対する奨励金の廃止をしてきた団体が増えてきておりまして、旧大曲市におきましても平成14年度にこの納期内納付額に応じた奨励額を廃止したところでございます。その後、事務費助成金というふうなことに切り替えてきておりますし、また、合併町村であります旧仙北町、それから旧太田町も合併までには廃止したところでございます。そういうふうなことで合併の事務調整の中で、この違法という判決を踏まえまして、事務費を助成するというふうなことで事務調整したところでございます。

この事務費の内容といたしましては、事務用品とか研修会等の会場の借上料、茶菓代、啓蒙用チラシ、郵便料等というふうなものを事務費の内容としております。

今後とも啓蒙活動を盛んにしていただきまして、未加入者への加入促進を図り、より一層納税推進の核となるよう育成に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（加藤 勲君） 97番、再質問ありませんか。はい、97番。

○97番（大橋 秀君） ごみ袋についてでありますけれども、第1に考慮することは使う人の立場でどうしたら一番使いやすいのか、そういうことだと思います。現在のごみ袋ですと、特に高齢者の方や身障者の方、あるいはけなげにもお手伝いする子供たちが結わくのに大変苦勞しております。今の市長の答弁で9月頃を目途に販売したいということでしたので、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

2つ目の納税組合についてですが、組合事務費については市の納税貯蓄組合助成等規則に定められていることですので、そのとおりであると理解しております。この規則の目的とするところは、租税の容易かつ確実な納付につなげることだと思います。ただ、この規則の第8条に、市長は納税成績の優秀な組合等及び組合員として特に功勞があると認める者を表彰することができるかとあります。この規則だと、これまでの納税組合と同じようになってしまうのではないかと思うからであります。平たく言えば、これまでの納税貯蓄組合は、納税可能な人だけが組合に加入し、何らかの事情で納税できなくなった人は組合に迷惑をかけるから加入しない、あるいは脱会するというようなことが少なからずありました。これでは納税意欲を削ぐばかりでなく、納税努力をしている人たちを切り捨てることにならないかと考えます。この規則があることによって、このようなことにますます拍車がかかるのではないのでしょうか、お考えをお伺いいたします。

○議長（加藤 勲君） 久米総務部長。

○総務部長（久米正雄君） 納税組合の納税、優秀な組合の表彰につきましては、これについては個々の組合の完納100%完納とか、そういう単位組合を連合会の組合長名で表彰しているものでございまして、直接はこの事務費助成金とは関わりないわけでございますけれども、そういうふうな形で毎年、納期内納付100%の組合について表彰しているものがこの表彰でございます。

それから、納税の可能な人のみが加入して、納期納期に納めれない人が組合から脱退していくというふうなご発言でございますけれども、確かにそういうふうな事態になることは好ましいことではございません。そういうことで、我々税務担当者は、例えば納税組合をつくる際については、各地区については全戸加入というふうなことを前提にお

願ひしてきておりますし、今後ともそういうふうな形で組合については全戸加入というふうなことを願ひしておるところでございます。そういうことで、確かに100%ならないから私の家では納期限内に納めれないから皆さんに迷惑かけるというふうなことで脱退する方もおりますけれども、そういう方の出ないように、ひとつこの組合を通じて皆さんで、できれば年度内完納というふうなことも目指しまして、この納税貯蓄組合をみんなでやっていっていただきたいというふうなことから、この事務費助成というふうな方向に変えてきているところでございます。特にこの納期限内納付をしていただきたいというふうなことで、納期納期に納期督促のチラシとか、そういうふうな部分に重点を置きましてこの事務費助成に切り替えたところでございます。それで、納期限内納付が無理な場合は、年度内に、出納整理の5月、最終的には出納整理の5月末でございますけれども、年度内完納というふうなことをひとつ目指しまして、納付していただくよう今後とも願ひしていかなければならないというふうにご考慮しております。

以上でございます。

○議長（加藤 勲君） 97番、再々質問ありませんか。はい、97番。

○97番（大橋 秀君） 今回の改正で組合事務費を組合加入世帯による基礎額と加入1世帯当たり800円の事務費を補うための助成があります。これは確かに規則に書かれてあります。ただ、今、納税貯蓄組合に加入していない世帯が37%、数にして約4,000ぐらいですか、この加入してない人の方を考慮していかなければいけないのが本当の納税貯蓄組合だと思います。納税促進効果についても大変効果のあるような説明であり、また、これは私の憶測の範囲なんですが、納税貯蓄組合に加入している人だけのデータではないのかと思います。今回の改正で組合人数の基礎額と1世帯当たり800円というのは、組合加入促進にはある程度効果が期待できるものと思います。が、やはりどうしても完納できない人は、加入することに対してためらいがあると思います。このような人たちに、できるだけ納税してもらえるように考えていくのも行政の一つの役割ではないかと思います。

そこでもう一步踏み込んで、納税貯蓄をした全世帯に対して、報奨金に代わる利子補給をするということは考えられないでしょうか。これまでは前納報奨金があつて、普通にいうと前納した方が貯蓄しているよりも多少有利だということで、無理をしても前納していた人がいると思います。私もその一人です。それこそ庶民のささやかな生活防衛手段であろうと思います。この前納報奨金が廃止されたことによって、納税しようと

思っている、厳しい世の中で、その後納税できなくなる可能性も出てきます。このようなことを考えると、前納する分を一旦納税貯蓄に回してもらって貯蓄していただいて、それに対して少しの利子補給をする、また、毎月いくらかでも貯蓄して納税に備える、納税意識向上や年間の未納額を考えると、こんなささいなことでも地道にやっていくことが大事ではないでしょうか。

市政発足して間もないことなので、当局ではさまざまな課題に大変ご難儀をされていることと存じます。合併して良かったと思えるように、これからも少しずつ住民サービスに努力してくださることをお願いいたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤 勲君） 答弁は求めますか。

○97番（大橋 秀君） 答弁ありません。

○議長（加藤 勲君） これにて97番大橋秀君の質問を終わります。

次に、1番藤田和久君。

○1番（藤田和久君）【登壇】 おはようございます。

日本共産党の藤田和久です。大仙市として初めての定例会で質問させていただきます。よろしくをお願いします。

最初に、大仙市としてどういうまちを目指すのかという点でお尋ねしたいと思います。

当大仙市は、3月22日をもって旧8市町村が合併し、新たなスタートを切りました。この広い大仙市をバランスのとれたすばらしい地域に発展させるため、大いに努力され、合併が市民にとって、市民から見ても本当に良かったと言われるようになりたいものと思います。その点で、大仙市としてどこに重点を置き、市政の発展、住民の福祉の向上を目指すのかが重要になると思います。所信表明の中でも示されておりましたが、私は次の3点に、特に力を注いでほしいと思います。

第1に、住みよい福祉のまちづくりを進めることあります。2つ目に、バランスのとれた地域づくりを進めることです。そして3つ目に、若者が定着できるまちづくりを目指すことあります。大仙市では、合併協議を進める中で、可能な限りサービスは高い方へ、負担は低くを目標に協議してまいりました。そのため、乳幼児・児童医療費無料制度をはじめ、福祉や子育て支援関係での給付が大きく改善されています。これらの福祉、子育て支援策を継続させ、充実させていく必要があると思います。また、小泉構造改革路線による社会保障の制度の改悪、解体が進められる中で、今回も介護保険の改

悪や障害者福祉の改悪を進めようとしております。これらの影響は、被保険者、利用者、そして自治体等に大きく跳ね返ってまいります。地域や福祉を守る砦は、もう地方自治しかないとも言われております。住みよい福祉のまちづくりを大仙市の一番の重点施策として取り上げ、福祉の充実を進めるべきと考えますが、どのようにお考えかお聞かせいただきたいと思っております。

2つ目の地域づくりですが、現在、地域での横の連携が薄くなってきております。全国的に見ても思いもしないような事件が起きたり、自殺や孤独死なども増えております。こういう時代だからこそ地域でのまとまり、団結や助け合いが必要だと思っております。地域でまとまって、福祉であれレクリエーションであれ、農業や産業であれ、全地域住民の関心と参加を目指していくべきであります。市としても財政面だけでなく、総合的な支援が必要と考えます。

また、この合併で地域が広くなり過ぎたとの意見もございます。すべての地域にまんべんなく平等に施策が届くように、行政の仕組みも含めて検討していく必要があると思っております。その地域地域での特色なども生かし、バランスのとれた地域づくりを進めるべきと考えますが、市当局としてどのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思っております。

次に、3つ目の若者の定着を目指すまちづくりですが、若者が地元就職でき、交流できること、結婚して安心して次の世代へ引き継ぐという当たり前のことがなかなか実現しておりません。若者が地元に残るということは、働きやすい労働環境や職場が必要です。若者の指導や育成と同時に、安心できる雇用形態、生活できる賃金、産業等の活性化など、広い意味での施策の充実が求められると思っております。地域で交流し合うとなると、若者が触れ合えるような、そういう施設も必要になると思っております。農業の後継者不足が言われておりますが、こうした後継者の育成も市の支援として必要になってくると思っております。高齢化社会の進行を食い止め、若者の定着を目指すまちづくりを目指す必要があると考えますが、市当局としてどのように考えるのかお聞かせいただきたいと思っております。

大きな2つ目に、国民健康保険税について質問させていただきます。

先日、平成17年度国民健康保険事業特別会計予算等の説明を受けました。旧市町村時代の経過や16年度会計決算見込みなども含めて、平成17年度国保税率も含め、その説明のときは妥当な線かなということも思いましたが、相変わらず税金が高いという

ことには驚いております。率直な問題点というか疑問点がございましたので、何点か質問させていただきたいと思っております。

まず1つは、歳入全体に占める国保税収入の比率が高く設定されているという点です。旧大曲の例年の決算書等では、歳入全体の27%程度であります。今回の予算は30%近く、約2%から3%以上の違いがございます。また、現実的に毎年多額の繰越金を残しているということも考え併せて、保険税総額をもう少し低く抑えることはできないものなのでしょうか。この点についてお尋ねしたいと思っております。

2つ目は、応能・応益負担の割合ですが、応益負担率が高いと所得の低い人たちに負担が重くのしかかります。できれば50%以内に抑えるべきと思っております。もともと高いと言われていた通称世帯割と言われている平等割を少しでも引き下げるべきではないでしょうか。この点について伺いたいと思っております。

3つ目は、医療費通知の無駄をやめることです。医療費通知制度については、はがきをもらってもあまり良い気分にはなりません。医療費の適切な利用を促すという当初の目的は果たしておらず、これらの無駄にお金も労力も使う必要はないものと考えます。この点についてお伺いしたいと思っております。

国保の4つ目は、収納率を高める問題であります。と同時に、保険証の交付しない資格証明書交付者数をなくしていく課題であります。先般の説明では、保険証の持たない資格証明書交付者数は62人、短期保険者証交付者数は813人と伺いました。これが多いということは、収納率の低下にもつながってきますし、保険証を交付しないということは、まずもって国民健康保険法第2条の趣旨にも反することになります。また、収納率が全国的に低下している状況もあり、8割台まで低下すると国保特別会計の運営にも大きな影響を与えていると言われております。その点で厚生労働省からの通達も出ているはずでございます。そこで、対策として収納率を高めるための体制を確立し、訪問指導などを強化し、対話を強めること。また、本市独自の国保税の減免制度を確立し、支払い困難なものへの指導を強化するべきだと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

これら国保関係の4点について、市当局のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、大きな3つ目になりますが、大仙市職員の勤務実態についてお尋ねさせていただきます。

これまで合併を目指し、様々な形で努力されてきた市当局並びに職員の皆さんに心より敬意を表するものです。

3月22日に合併となり、人事異動で人事の交流も行われ、新体制での大仙市としての仕事を進めることに喜びさえ感じていたに違いありません。しかし、現実には、大仙市がスタートしてから一部の職場からは悲鳴が聞こえるようなほどの忙しさだったと伺いました。毎日夜遅くまでの残業は当たり前で、休みなしという人もいたとの情報もあります。初めての立ち上げ的な業務もあって、いろいろ事情があったにせよ、一般的に無視できる状況ではないものとするものと考えます。合併後のこれらの職場の状況や超過勤務の実態などをお知らせしてほしいことと、これらの改善のための人事対策などございましたらお聞かせいただきたいと思っております。

次に、4つ目になりますが、モーテル並びに類似施設の建設について質問いたします。

私たちは、これまで旧大曲市の花館地域、下深井地域でのモーテル建設の阻止のために奮闘してまいりました。地元住民やPTA、教育関係者、周辺土地の所有者等の協力も得ながら、現在のところ建設をこの2つについては阻止をしております。そして、このたびの合併により、モーテル施設の建設では、当市への申請と認可が必要になった。そのため、私どもは良い方面へ前進したなということで安心していただけのですが、この制度をまだ知らなかった下深井地域でのかつての業者が、また建設のため動き出しました。そのため部落会で慌てて署名行動を展開し、市長に要請行動を行ったものです。この大仙市にこれ以上のモーテル及び類似施設はいらないと思っております。大仙市としてモーテル建設を認可しないことはもちろん、当市として認めないというアピールをあげるべきと考えますが、市当局としてどのように考えるのかお聞かせいただきたいと思っております。

次に、5つ目になりますが、真木ダム建設問題と代替施設について質問いたします。

秋田県知事は、水源の確保や河川環境管理についてダム建設以外の方法が安い上、貴重な真木溪谷の自然を壊す必要はないとして、真木ダムの建設は中止することを決定いたしました。そして、水源の確保や河川改修などの事業を大仙市と協力して進めていくことを確認いたしました。

そこで質問ですが、この真木ダム建設中止については、まだまだ諦めきれずに水面下で建設運動復活を狙っているというふうに伺っております。しかし、この問題を曖昧にしているのは、これから行われるプロジェクトの中で水源の確保も河川改修も一向に進まないものと思っております。自然環境や植生保護なども考えて中止に決定したわけですから、市長自ら真木ダムはいらないとはっきり宣言すべきではないでしょうか。そして、次の水源確保や河川改修の協議に早く入っていくべきと考えますが、いかがお考えなのかお

聞かせたいと思います。

また、所信表明でもありましたけれども、県との協議については、現在どの程度まで進んでいるのかも教えていただきたいと思います。

それから、旧太田町での飲料水の確保についてですが、太田町には個人や少数のグループの水道はあっても、簡易水道組合はほとんどないと伺っております。この地域での水源確保及び水道事業については、地元の住民も大変心配しております。この点でどのように考えているのか、市当局の考えをお聞かせいただきたいと思います。

最後になりますが、農業について質問いたします。

現在、国としての農業の責任管理を放棄し、市場任せ、しかもアメリカや財界言いなりの農業政策になっております。そして、昨年出された新農政での方針は、認定農家や農業法人のみを認め、農業の大部分を占める中小兼業農家は、もう農業をやめなさいといわんばかりの施策であります。国による支援は大幅に減らされ、食料自給率の向上は成果が全くなく、米価をはじめとする農産物の価格は低下し、農業と農民は本当に苦しい厳しい状況にあります。しかし、この東北は米中心の農業地帯であります。米を中心とした農業の振興・発展なくして地元経済も成り立たないものと思われまます。今回、明らかになった農協の不祥事については、農協やマスコミは米価の市場推移に影響がないように伝えますが、全国規模では悪質な事件として取り上げられ、その影響は無視できないようにも思います。大仙市の農業施策・支援について、真剣に見直しをする必要があると考えます。現在の大仙市での規模別農家数の実態がどのようになっているのか、集落協同事業や集落法人化の取り組みの状況を具体的に教えていただきたいと思います。

また、今後の施策・支援について、国の方針にならうやり方だけでなく、やる気のあつるすべての農家、農業を支援するようにすべきと考えますが、市当局としてどのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

以上、6点について質問させていただきました。市当局の誠意ある答弁をお願いいたしまして私の質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（加藤 勲君） 1番藤田和久君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 藤田議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、大仙市としての重点課題についてであります。

合併協議会で協議された新市将来構想「おおきなせなかに夢を乗せ未来に羽ばたく元気なまち」を目指し、旧8市町の頭文字である「おおきなせなかに」の8つの方針に重

点を置き、地域のバランスがとれる発展を目指してまいります。

初めに、住みよい福祉のまちづくりにつきましては、急速に進む少子化に対応し、子供を安心して生み、ゆとりをもってすこやかに育てられる環境の整備が重要であると考えております。

所信表明でも申し上げましたが、財政的には非常に厳しい状況であります。生活基盤の弱い若い世代に対する子育て支援や教育につきまして、県の施策と整合性を図りながら積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、バランスのとれた地域づくりにつきましては、社会環境が複雑化しており、思いもよらない事件や事故が報道されております。そういう中で住民の心と心のつながりや住民のまちに対する愛着と誇りが大事であると考えております。そのためには、旧市町村の先達が築いてきた産業・文化・伝統・地域の特性を活かし、大仙市全域がそれぞれの地域の特色と独自性を発揮できるよう「地域自治区」を設置し、地域協議会によってバランスのとれた地域づくりを進めるとともに、住民自らまちづくりのできる環境を構築してまいります。

次に、若者の地元への定着を目指すまちづくりにつきましては、若者の就職機会が限られているということから、若者にとって魅力ある農業、魅力ある産業の創出、住民が起業できる仕組みが望まれております。そのために農業におきましては、「大仙市水田農業ビジョン」の柱の1つであります「多様な担い手の育成」の事業展開を行ってまいります。また、商工業につきましては、市内企業の雇用機会の拡大を喚起し、若年層の地域定住を促すため、雇用助成制度を実施いたします。併せて、地場産業の育成、福祉分野における雇用拡大、地元企業発注に加え企業誘致活動等により若年層の地域雇用の拡大に努めてまいります。

質問の第2点は、国民健康保険特別会計予算及び国保税についてであります。

初めに、保険税については、17年度予算において一般医療費の伸びを前年度に比べ5%、退職医療費の伸びを10%の増加と試算し、また反対に農業所得の減少などから課税総所得金額は11%の減少と試算しております。また、年々増え続ける介護給付に伴う納付金を考慮し、介護分の税率を見直したところであります。このため、保険税の総額が増え、保険税の比率の上昇に結びついたものであり、今年度の決算状況によっては、来年度以降も税率等の見直しが必要になるものと思われま。

なお、旧町村段階で2年間にわたり基金を取り崩し、国保税を引き下げ、住民に還元

した事情などもあります。

こうした中で、平成17年度国民健康保険税は、前年度繰越金及び基金の取り崩しにより対処することにしておりますが、それだけでは国民健康保険制度の安定的な運用が図れない状況にあります。

次に、応能・応益の負担につきましては、一般・退職を合わせた医療給付全体で限りなく等分になるように配慮しながら税率の試算を重ね、結果的に所得割額100分の8.5、被保険者均等割額1万8千円、世帯別平等割額3万3千円としたところであります。

次に、収納率を高めるための体制につきましては、各総合支所の税務課に納税班を設置しており、納税者が抱える諸事情を十分に酌み取りながら臨戸徴収を重ね、収納に努めてまいります。

なお、資格証明書の交付にあたっては、納税相談などに全く応じない世帯に限り交付しておりますが、その前の措置として、滞納の早期解消を促すために短期保険証を交付しております。

次に、医療費通知制度につきましては、国保をはじめとする各種医療保険者が被保険者の健康に対する認識を深めてもらうために実施しており、ひいては医療費の適正化に寄与しているものであります。このため、当市においても医療費通知を行っておりますが、国保事業の場合、この経費の一部に国から助成措置がとられておりますので、ご理解をお願いいたします。

質問の第3点、大仙市職員の勤務実態に関する質問については総務部長から、質問の第4点、モーター類似施設の建設に関する質問につきましては市民生活部長から答弁させていただきます。

質問の第5点は、真木ダム建設中止と代替施策についてであります。

真木ダム建設につきましては、建設の主体は県であり、私といたしましては、県との連携のもと、住民にとって最良の方策について検討していくのが務めであると認識しております。真木ダムにつきましては、2月県議会で知事は「建設中止を前提としつつ、国・地元の説明と調整に入る」と答弁し、旧大曲市・太田町を会場に地元説明会を開催しており、真木ダムに代わる治水対策、上水道の水源の確保、維持流量の確保につきまして代替案を示すとしております。

市といたしましては、県の代替案を全庁的な立場で検討するため、関係総合支所を含

めた「真木ダムに関する庁内検討プロジェクト」を設置し、市民に安心していただける方策につきまして鋭意検討してまいりたいと考えております。

次に、県との協議の状況についてのお尋ねですが、県より、県と大仙市が連携して真木ダム代替案について検討する「真木ダム代替案検討プロジェクト」を設置いたしたいとの申し入れがあり、併せて6月6日には知事の「真木ダム建設中止に伴い、ダムに代わる上水道の水源確保、斉内川の洪水調整対策に関する調査費を6月補正予算に盛り込む」との方針が示されております。

市といたしましては、県のプロジェクト設置の申し入れを受け、市民にとって最良の方策、市民が納得できる代替案について検討してまいりたいと存じます。

次に、旧太田地域での水源確保と水道事業につきましては、平成15年度末の7総合支所の簡易水道の平均普及率は52%であります。旧太田町の簡易水道の普及率は8.7%と7総合支所の中でも最も低い普及率となっております。

旧太田町の水道事業につきましては、現在、非公営の簡易水道組合が古館、北野、中里、三本扇の4地区と非公営の小規模水道組合が上堰の1地区となっており、未普及地区は自家用井戸で対応しております。簡易水道、小規模水道とも地下水を水源としており、完成後40年前後経過していることから施設の老朽化が進んでいるため、水量と水質に不安を抱いている現状にあります。

このようなことから、旧太田町では水源を真木ダムに求めることで、長年、ダム建設の促進を要望してきた経緯がありますが、このたびの県の決定により、代替案について県と市で構成される「真木ダム代替案検討プロジェクト」において、鋭意調査検討し、市民に理解できる水源の確保を図り、市として全域を視野に入れた水道事業計画を早期に策定し、緊急性の高い地域から不安解消に努めてまいりたいと考えております。

質問の第6点、農業問題に関する質問につきましては、農林商工部長から答弁させていただきます。

以上です。

○議長（加藤 勲君） 久米総務部長。

○総務部長（久米正雄君） 質問の第3点、職員の勤務実態についてお答えいたします。

初めに、職場の状況と超過勤務についてであります。大曲庁舎の本庁におきましては、ほかの総合支所と比較し、旧市町村から異動された方が多い状況にあります。しかしながら合併時の申し合わせにより、例年4月の定期人事異動の要素を加味して異動を

行ったことによる業務に対する知識不足や本庁に異動する職員数が限られていたことなどから、ご指摘のとおり超過勤務も増えておりました。支給した4月分の超過勤務につきましては、本庁で6,210時間、8総合支所で4,590時間、5月分は本庁で5,288時間、支所合計で2,857時間となっておりますが、最近は次第に業務に慣れてきたこともあり、少なくなってきたようであります。

ただし、合併まで8市町村に分散しておりました総務管理部門や旧町村にはなかった福祉事務所を中心に、この2カ月間で1人当たりの超過勤務時間が100時間を超えている課もあることから、早急にその対策を講じるべく事務量調査を行っているところでございます。

次に、対応策につきましては、それぞれ創意工夫しながら事務を執行し、超過勤務の縮減に努めているところでございますが、限られた職員での対応が困難な課所につきましては、ほかの課からの人的な応援態勢をとり対応しておりますし、さらには臨時職員を雇用するなどして対処をいたしておるところでございます。

今後、なお恒常的に超過勤務が多い課については、人事異動で対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤 勲君） 次に、高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋源一君） 質問の第4点、モーテル類似施設の建設についてお答えします。

現在、大仙市内にモーテル類似旅館は3店ありますが、ご案内のとおりこの3店は、合併により新しく制定された大仙市モーテル類似旅館規制条例が適用される前に建設されたものであります。モーテルは、旅館業法の施設でありまして、営業許可につきましては秋田県の所管となっております。このたび、大曲の下深井地区にモーテル類似旅館の建設予定につきまして、集落から反対の陳情書が提出され、市といたしましては、モーテル類似旅館規制条例に基づき規制審査会を設置し、協議をいただいた結果、建設予定地が通学路に面しているなど、建設に同意しない旨の答申を受けました。

また、審査会では規制を厳しくするための条例改正をするべきであるとのご意見もありましたので、今後検討してまいりたいと存じます。

この答申を受けまして青少年健全育成上並びに地域の生活環境が害されるなど、建設されることは好ましくないと考えまして、建築主及び関係機関に対しまして、建設に同

意しない旨の決定通知書を送付し、建設を阻止する所存でございます。

また、今後新たなモーター建設予定が持ち上がった際には、同様に審査会に諮問し、答申に基づき対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（加藤 勲君） 次に、金商林商工部長。

○農林商工部長（金 正行君） 質問の第6点目は、農業についてであります。

初めに、大仙市での規模別農家数の実態につきましては、2000年の農林業センサスによりますと、販売農家数9,524戸のうち1ヘクタール未満が2,975戸、1～2ヘクタールが2,915戸、合わせて全体の61.9%となっており、2～3ヘクタールが1,907戸の20%、3～5ヘクタールが1,261戸の13.2%、5ヘクタール以上が466戸の4.9%となっております。

集落共同農業、農業法人化の取り組み状況につきましては、農業総合指導センター等の活動において、足腰の強い経営体を育成し、諸条件の整った経営体については、一層の経営の効率化や安定化を目指して法人化を推進してまいりました。

その結果、集落営農組織、現在128組織、農事組合法人14組織、有限会社16組織の計30組織が現在活動いたしております。

「大仙市水田農業ビジョン」の目標最終年度の平成22年度までには、経営体基盤整備事業での生産組織や無人ヘリ組織、あるいは農作業受委託組織を法人化に誘導すべく取り組んでおります。

次に、今後の施策・支援につきましては、小規模で個々には担い手になれなくても、集落で法人化し、その法人が担い手になれば、結果的に参画する個々の農家も担い手の待遇を受けるということとなりますので、このような観点からこれらを強力に推進し、支援策を検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（加藤 勲君） 1番、再質問ありませんか。はい、1番。

○1番（藤田和久君） 真木ダムの建設中止の方向を県で出したわけですが、現在、状況として全国的にもダムの建設が阻止されております。というのは、ダムはつくってもヘドロ等が溜まって、つくる以上にあとで経費がかかりますとかそういう点で、どうしてもダムでなければならない場合を除き、ダムはつくらないというのが今世界の常識であります。と同時にですね、今回、県の方から代替案が示されたわけですので、真木ダムにやはりどこまでも関わるべきではないと思いますし、今の時点で、例えば大仙市とし

て真木ダム建設から足を洗うとなれば、これはその火が消えることになります。そういう意味で大仙市の市長として、もう少し強い決意を示してほしかったというふうに思います。

それからもう少し真木ダムについて説明しますと、20年ぐらい調査費をかけたわけですが、一向に事業は進みませんでした。というのは、真木溪谷そのものにダム建設としての地獄的状況がふさわしくなかった、そういうことがあります。と同時に、真木溪谷そのものが世界に1つしかない特別な植生地域なんです。そういうものも含めてね、自然を守るという観点で県としてもそういうものを出したわけですから、太田町や中仙町の住民が水道水を確保したいという気持ちはわかりますが、代替案があるわけですので、そういう意味では真木ダムの建設の火種をやはり打ち消す今がチャンスじゃないかなというふうに思います。そういう意味で市長の見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（加藤 勲君） 栗林市長。

○市長（栗林次美君） 藤田議員からは、大曲時代から再三ご質問を受けておりますけれども、まず、ダムそのものの考え方につきましては、私は藤田議員とは少し見解を異にしております。必要なダムというのも当然あるわけでありまして、そういうものとダム以外に様々な代替え措置でやれるものであれば、そういう方法が良いだろうというのが今の時代の流れだということでありまして、ダムが全て終わったという認識には私は立っておりません。このダムをつくるということは、いわゆる洪水調整がまず一番、最大の目的でダム建設に向かうわけでありまして、そこに水道とか農業用水とか様々な多目的な課題が入ってきて多目的ダムと、こういうようになるわけでありまして、その全体の計画を進めていくのは、直轄ダムであれば国でありますし、補助ダムであれば県なわけでありまして、一市町村がそれに対して要望はその時代の背景の中で行いますけれども、あくまでもそれをどうするか決めるのは県の仕事であります、この真木ダムは。したがって、県が一定の方針を出した以上、私がそれ以上のことを言う必要はないのではないかなと。私たちは、この大仙市として今、中仙、仙北地区、太田地区以外でも全体としてこの水道に困っている地域がたくさんあるわけでありまして、そういう全体の水道事業計画をつくりながら、この真木ダムに期待してなかなかできなかったダムがだめになったわけでありまして、この3地域の課題について、水源の問題に

ついて、この代替検討プロジェクトの中で県と一緒にあって、県からも少し水道事業に対して応援をもらおうと、こういう考え方に立って水源の確保、水道事業の展開というものを考えていくのが今の仕事であろうと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（加藤 勲君） 1 番、再々質問ありませんか。

○1 番（藤田和久君） ありません。了解しました。

○議長（加藤 勲君） これにて1 番藤田和久君の質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。午前11時20分に再開いたします。

午前11時11分 休 憩

午前11時20分 再 開

○議長（加藤 勲君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。46番千葉健君。はい、千葉さん。

○46番（千葉 健君）【登壇】 46番の中仙の千葉です。

一般質問に入る前に、皆さんにちょっとお断りといいますかお願いしておきたいことがございます。今回、私自身、予算の配分について突っ込んだ質問をするわけですが、各町村の部分比較について、どうしてもパーセンテージが出てきたり、それから町村の固有名詞が出さざるを得ないといえ、皆さんからご理解をいただくにはどうしても固有名詞が出るかと思っております。決して他意はございませんので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

それから、参与の方の市長さんと総務部長さんには、建設事業の資料から抜粋しまして私なりにパーセンテージを提示しながら資料を提出しております。そうしないと、どうしても私の質問の意図がなかなかご理解いただけないかなと、そういうふうに判断いたしまして、このお二人さんにはその資料を提出しておりますので、それのご理解をお願いいたします。

それから、通告書には駅前開発事業に絡んで組合病院の部分でございませけれども、そこに「区画整理事業の区域で」とありますけれども、そこは事務方との連絡の不備で、その部分は削除してお願いいたします。

それでは早速質問に入らせていただきます。

平成17年度一般会計当初予算455億6,134万6千円の額を示されましたが、

この配分は予算編成の基本方針に沿って、当然なされたものと確信しますが、キーワード的な部分を決めておかないと編成しにくかったと思います。

まず、各町村が持ち寄った約490億の額を全体で7%圧縮しておりますが、例えば旧町村単位の人口比率を基にしたとか、何かがあると思いますが、いかがでしょうか。ちなみに平成16年度の各町村の当初予算を人口比率と比較した場合、1市1町において、この町は協和町でございますけれども、3%そこそこのズレはありますが、あとは1%以内の中で人口比率と一致しております。そうした中で17年度の普通建設事業予算の配分を見ますと、それぞれにメリハリをつけたような内容になっております。それぞれ各町村の16年度当初予算全体における比率と17年度建設事業の配分率が、ほぼ同程度が2町、名前を、固有名詞をあげて申し訳ないんですが、仙北、太田さん、配分率が高くなっているところは1市2町1村、この2町は神岡、協和、そして低くなっているところが2町、西仙、中仙となっております。これから先、何十年と予算編成していく中で配分が一番苦労されることと思いますが、基本ベースは何か、改めて伺いたします。

第2点についてご質問申し上げます。

平成元年度より平成24年度まで、総額260億近い土地区画整理事業、そして平成16年度より平成24年度まで、住宅市街地総合整備事業に約25億円と、巨額なお金を投じて事業をするわけですが、50%が国・県からの補助があると言いながらも残りは地方債と一般財源であります。今回計上された駅前区画整理事業の内訳は、23億2,791万4千円ですが、その87%が建物移転用地費の額でございます。そして、わずか13%が工事費であります。ですから、これだけの巨費を投じて商業地域、住宅地域、行政区域と分けて整理するでしょうが、組合病院の改築については、市長はあり方・手法について検討してまいると述べておりますが、私はある一つの区域に病院を核として本庁舎、農協の本所など、駐車場を共有するような形で一体化したゾーンを設けるべきと考えますが、いかがですか。

第2点は、今後の区画整理事業の中で建物移転等の補償の割合と工事費の割合はどうなっていくのか、この点もお尋ねいたします。

第3点は、全般にわたっての今後の合併特例債の使い分けは、基本的にはどうなのか、昨日の一般質問の中で伺いましたけれども、改めて伺います。

以上、私の壇上からの質問はこれで終わります。

○議長（加藤 勲君） 46番、千葉健君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 千葉議員の質問にお答えいたします。

質問の第1点は、平成17年度当初予算（案）についてであります。

今回の当初予算（案）は、合併前の旧8市町村において、合併協議会での協議事項や建設計画など、それぞれ予算要求をいただき、各首長のもとで査定を行ったものを持ち寄って合算し、調整した予算原案を基に編成したものであります。

予算原案につきましては、今年3月に旧8市町村の首長がそれぞれの議会に説明をいたしておりますが、あくまで1年間の経費を算定するというのを念頭において作成したものでありますので、決算ベースの予算規模であったと考えております。したがって、当初予算とは一致しないものであります。

平成17年度当初予算（案）は、あくまでこの持ち寄り予算である予算原案をベースとしております。大仙市としての事業の位置づけや事業年度の集中を避け平準化を図ること、事業の優先順位をつけるための時間が必要なことから、緊急性があり、財源措置の確実なものを精査して編成したものであります。予算原案と同様に各総合支所ごとの配分という考え方は当初よりありませんでしたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

質問の第2点は、大曲駅前第二地区土地区画整理事業についてであります。夢のある田園交流都市を創造するという目標のもと、大曲駅を中心とした地区が広域圏における商業活動を含めた交流拠点地区であることや、秋田新幹線や秋田自動車道等の高速交通体系との関係を見据え、国道13号大曲バイパスや地域高規格道路大曲西道路周辺部を含めた地域全体との連携強化を図るため、区画事業を核として「まちづくり総合整備事業」を実施しており、この中で駅東口から国道13号バイパスに直結する駅東線や、これに接続する中通線等の内環状道路の整備を進めているところであります。

これらの事業を一体的に整備することにより、中心市街地や高速交通体系網に連携した周辺地域全体にとって、商業の集積や良好な住宅形成等の総合的な発展や活性化に寄与するものとして欠くことのできない事業と認識しております。

こうしたことから、当事業は旧大曲市において、平成24年度の完成を目標に整備を進めることとしたものであります。一昨年、大曲市長就任直後、事業計画の内容や財源見通し等について見直し作業を行った結果、有利な補助事業の導入や効率的な整備手法の採用等による経費の縮減、さらには当地区の主要幹線である中通線が広域圏と中心

市街地とのアクセス路線であることから、県との協議の結果、当路線の整備は合併特例債の対象事業となったことなどにより、事業の継続実施ができることを確認したものであります。

事業の展開につきましては、平成14年度までに黒瀬町地区の整備を概ね完了しており、平成15年度からは丸の内地区の北側から整備を進めているところであります。

なお、当地区の主要幹線である中通線につきましては、供用済みであるグランマート前から旧国道13号間を、平成19年度開催の秋田国体までの供用を目指しております。

また、大花町地区につきましては、内環状道路である中通線のJR立体交差部を効率かつ早期に整備するため、関係家屋の集団移転手法による実施を考えており、仮住居等に対応するため、移転の受け皿である共同住宅の建設ができる「住宅市街地総合整備事業」を導入したものであります。

この共同住宅は、目的が終われば市営住宅として利用するものであります。

中通線においては、平成22年度までに飯田線交差点から丸子町間の一部供用を図り、以後、中通線を中心として順次整備を進めてまいりたいと考えております。

また、移転補償費と工事費の関係につきましては、事業区域は住宅密集地域であり、道路等の公共施設と同時に住宅の整備を行うことから移転補償費を伴う事業であります。今後とも効率的な移転手法の採用や移転期間の短縮等経費の縮減に努めてまいります。

次に、仙北組合総合病院の改築との関連性につきましては、当該病院敷地が当事業の施工区域外であるため直接的な関係はないものであります。区画整理事業は秋田自動車道大曲西道路、国道13号バイパス、駅東線等の交通体系網とリンクしている事業であり、これらの整備周辺地域全体の発展に寄与するという視点では、病院移転候補地についても間接的な連携の中に含まれる可能性もあるものと考えております。

以上です。

○議長（加藤 勲君） 46番、再質問ありませんか。はい、46番。

○46番（千葉 健君） 市長さんからは、当然、予算編成の基本方針というのが予算案の概要について当然1から3まで記されておりますので、それは十分わかって質問したわけでございますけれども、私は、じゃあひとつ視点を変えましてちょっと質問させていただきたいんですけれども、これは総務部長さんが予算を取り仕切ったと思いますので、総務部長さんにお尋ねしたいと思います。

まず1つの、資料ナンバー4ですけれども、建設事業に関する調書ということで、今年の3月7日付けの資料、これ私どもに配付されておりますけれども、それと今回、建設事業予算案としてこの大きな予算、特別会計も含めての予算書を配付していただいておりますけれども、それで私なりに、例えば1つの例を挙げて質問してまいりますけれども、大曲市の場合、普通会計、特別会計含めて実施見込みが55億3,506万7千円と。それに対して今回、予算付けして割り振りされたのが52億1,730万5千円、これをパーセンテージにしますと、実施見込みに対して予算の貼り付けが94%、これが一つのまず充足率として計算しますと、これと同じくして各町村を私なりに数字を出しますと、神岡さんが65.8%、西仙さんが73%、中仙さんが84%、協和さんが77.2、南外さんは特別会計の水道事業なんかあったようで、これは100%になっておりますけれども、超えたんですけれども、あとは仙北さんが74.9、太田さんが84.5と。ですから、私から言わせれば、図体の大きい大曲さんは、その体格に見合ったおにぎりをがっちりと確保して、そして背の小さいどなたさんかには、お前はもともと背が小さいけれども大食いだから1つおにぎりを多く与えましょうと。そして中肉中背の私どもには、お前はコレステロールがたまっているから少しおにぎりを控えなさいよと、そういう感じの予算配分となっております。ですから、私は予算の分捕り合戦のためにこの質問をしておるわけじゃありません。ただ、予算編成にあつて当然苦勞されたと思っておりますけれども、何を基本ベースにしたかというのは私が再三申し上げますのは、こういうことからしてあとそれ以上深く突っ込まないんですけれども、こういうことが察しがつくわけです。

それから答弁いただかなかったんですけれども、この合併特例債の一つの割り振りについてでございます。これ、私なりに合併特例債をちょっと見てみましたけれども、このさっき申し上げましたこの3月7日付けの調書の中で、合併特例債の割り振り、実施見込みを見ますと、大曲さんは当初3億3,600万と、こういう合併特例債を見込んでおります。これに対して100%合併特例債を当て込んでおります。これは駅前開発事業に地方債と組んで組まれておりますけれども、そうした中で神岡さんについては5億7,700万に対して1億7,170万ということで29%、西仙さんにおきましては2億9,100万ですか、それに対して7,300万ということで25%、中仙に対しては3億7,690万に対して1億1,700万、充足率が31%、この数字からも明確に大曲さんは100%確保して、あとは30%そこそこの配分と、こういうこ

とになっております。ですから、大曲駅前開発が悪いとかどうかということじゃなくて、やはり配分は当然進んでいる事業はストップかけるわけにいかないし、進まざるを得ないと思うんですけれども、配分についても今一度、さっき、昨日も聞いたんですけれども、配分については、合併特例債についてはどのような考え、これから市全体としての発行限度額というのは約540億、その中で380億に圧縮してこれから10年間のスパンでいこうというお考え、それについては私も賛成でございます。ですけれども、この割り振りについてどのような形でもっていこうとされているのか、改めてお伺いいたします。

○議長（加藤 勲君） 久米総務部長。

○総務部長（久米正雄君） 今回の当初予算案をどういう基準でというふうな、まず第1点のご質問でございますが、これは昨日から申し上げておりましたとおり、今回の予算案については大仙市としてこの事業をどう位置づけるか、まずそれが1つでございます。そしてまた事業が集中しないように、集中を避けまして、事業費を、簡単に言いますと平準化するというふうな形でまず、平準化を図るというふうなことを考えたわけです。そしてまた、事業に優先順位をつけるための時間をひとついただきたいと。それと今回、予算原案では各旧8市町村でそれぞれ持ち寄った予算案でございまして、旧町村ごとの考え方で予算要求といたしますか、された予算でございまして。それを今回、初めて大仙市となりましたので、大仙市としての考え方で今回この事業が良いのか、そういうふうなことでやったわけございまして、最初からこの、どこにいくらとか、そういうことは一切考えておりませんでした。それで、例えば起債、3月の原案のときについては、旧町村の考えで合併特例債を当てはめて持ってきた事業がたくさんございます。しかし、それ、実際、厳密に査定してみますと、起債が、昨日も話したけれどもあてはまらない部分もあるというふうなことで、今回は財源措置の可能なものを重点にまず予算を計上させていただきました。例えば昨日も問題になりましたけれども、まちづくり交付金については、それぞれ事業内容等の精査のため、それから事業のグレードとか規模とか、そういうものを精査するためにひとつ今回の予算からはカットしまして、今後の補正、9月補正なり、それからできれば来年度の予算とか、そういうふうな年度間調整してやっていきたいというふうなことで今回17年度の予算を編成したものでございます。また、特に中仙と西仙が16年度の予算に比較すると低いというふうな話ありましたけれども、例えば中仙についても昨日も話出てきたわけですが、青年の家の大規模修繕、

これについては予算原案時1億5,700万、予算に入っておったわけですが、今回の当初予算案ではこの部分がゼロというふうな形になっております。なぜゼロになったかといいますと、今後これを大規模改修しまして、今後の利用はどのようにするのか、大仙市全体のこの青年の家というふうな位置づけとか今後の使い方、そういうものをはっきり決めないで建設しますと、将来、箱ものはできたけれども誰も利用しないというふうなことになるんではうまくないというふうなことで、そういうふうな検討の時間をひとついただきたいということで今回ゼロ査定したところでございます。今後そういうことが詰まってきますと、9月補正なりに計上したいというふうに考えているものでございます。そのほか昨日も話出ました、例えば旧神岡の交付金についても、そういうふうな考えで今回の計上から見送ったものでございまして、事業はやめたということではございませんので、ひとつそこら辺を十分考えていただきたいというふうに思います。

それと、合併特例債の関係でございすけれども、これも昨日の答弁の中で言っておりますけれども、あくまでもこの合併特例債については、1つは合併後の市町村の一体性を速やかに図るための公共施設の整備に充てるんだよというのが1つです。それから、2点目としては、それぞれの旧8市町村が均衡を保つという、均衡ある発展をするために行う事業について充当するんですよというふうなこと。それからもう1点は、合併後の市町村の建設を総合的、それから効果的に推進するために行う公共施設の整備統合、この3つの大きな柱で合併特例債を考えていきたいというふうなことでございます。総額では、理論上は約550億の合併特例債の枠があるわけですが、昨日も申しましたとおり、この550億、すべてこれを使い切りますと、将来必ず元利償還金って借金の返済が出てくるわけです。それがそのまま使いますと、将来的には予算の約4分の1が元利償還金に食われてしまうと。そうなればほかの事業が何もできなくなるというふうなことから、それを少しでも圧縮してといいますか、本当に必要な事業にこの合併特例債を組み込みまして、今後の大仙市の発展のためにこの特例債を使っていきたいというふうに考えておりますので、どうかご理解賜りたいと思います。

○議長（加藤 勲君） 46番。

○46番（千葉 健君） 私の質問に答えてない部分がありますけれども、ひとつお答えいただきたいと思います。

この区画整理事業の中で、確かに移転費用、用地費用というのはかなりかかっていくと思いますけれども、この24年度までの中で用地費、それから移転補償費と工事費の

割合は、当然シミュレーションができておると思っていますので、その割合をどうなっておりますかというのを尋ねたんですけれども、その答えがございません。

それから、もう一つ、私個人じゃなく一般の人方が思っているんですけれども、この駅前開発事業で合併特例債がすごく使われるんじゃないかという不安がすごくあります。それは、開発するなということじゃなくて予算の組み方、これは当然していかなければならないし、それはだめだと私は申し上げます。ただ、今回、3億3,600万、地方債として組み込んで特別会計に載せて、そして28億なんぼという、何某で計画されております。ですからやるなどは言っておりません。ただ、問題は、その合併特例債、合併して夢を乗せてでなくて、おおきなせなかに乗せられてというような形で私ども思うんですけれども、何とかそこら辺ですね、きっちり教えていただきたいと思います。

○議長（加藤 勲君） 栗林市長。

○市長（栗林次美君） この駅前第二地区及び駅東地区全体の問題でありますけれども、これは合併以前から大曲仙北の交通、あるいは経済活動の拠点という、私ども旧大曲市時代からそういう位置づけをしておりますして、周辺町村からたくさんの人たちが職場、あるいは買い物、そうした中でこの地域に訪れているわけであります。そういう意味で道路関係などにつきましても、バイパスまでは東からほとんど道路が完成しておりますけれども、バイパス後、特に駅の東部分に入り込む道、そして旧大曲市中心街に入り込む道、これが全然機能していないのではないかと、こういうずっと指摘を受け続けてきておりました。そういう中で、この区画整理事業を含めた駅東地区を一体的に整備しようということで計画を立てて進めてきておりまして、仮に合併しなくても大曲市単独で様々な事業、いわゆる補助と起債で十分可能だという前提でこの事業を進めてまいりました。そうした中で合併という問題がございまして、大仙市のやっぱり中心的な経済活動の場所というのはやっぱりここだと思いますので、ここの課題をやっていくには、同じ起債でも有利なものとして合併特例債を使うという、そういう考え方で今年度から一部合併特例債を入れたという考え方があります。

この工事費及びこの関係につきましては、建設部長から答弁させていただきます。

○議長（加藤 勲君） 鎌田建設部長。

○建設部長（鎌田栄治君） ただいまのお答えの中で、この後の区画整理事業の中の移転補償費、工事費の関係のご質問ございました。当初、現在の計画の中では259億3,000万という総事業費の中でございますが、その中で移転補償費というのは

160億ぐらいを占めておるわけでございます、約61.7%程度が移転補償費に要する経費という計画になっているものでございます。この後は、現在も丸ノ内地区とかそういう移転補償費がほとんどの事業ということで現在進捗しておりますが、この区画整理自体、住宅密集地の区画整理事業、都市再生というものを目指しておりますので、どうしてもやはり事業の性格上、移転補償費が多額になっているということでございます。

18年度以降24年度までの計画におきましても、今後の計画見てみますと、およそ移転補償費と工事費の割合というのは、大体半々ぐらい、若干やはり移転補償費が上回っていくというペースでこの後も事業進捗が図られていくものでございますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（加藤 勲君） 46番、答弁漏れの問題がありましたので、それをカウントしないで、特別、議長の職権によりもう1回。千葉君。

○46番（千葉 健君） 質問ではございません。あとは私、討論になります。せっかくこうして仲間8人がそろって、そして大仙市が誕生したんですから、ひとつこの予算についても、これから補正予算とかいろんな分野で配慮されてくれるものと信じております。そうした中でひとつこの予算のあり方についても、ひとつよろしく願いしまして質問を終わらせていただきます。

○議長（加藤 勲君） これにて46番千葉健君の質問を終わります。

この際、昼食のため暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午前11時54分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（加藤 勲君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。99番小山緑郎君。

○99番（小山緑郎君）【登壇】 私の方からは、大きく2つの項目について質問させていただきます。今回は質問者が多いため、簡単明瞭に質問させていただきます。

まず初めに、予算編成の基本方針についてということで質問させていただきます。

先の6月2日の平成17年度当初予算の説明で、各旧市町村の事業予算の説明がなされ、それぞれ新市の建設計画に沿って検討され、予算計上されたと思います。旧各市町村の重要な計画の中から財政状況と照らし合わせ、緊急性、経済性、費用対効果の観点

から優先順位をつけ、苦勞されて最終的な判断をされ編成されたことと思います。そうした中で今、新しい大仙市の中で何が大切か、また、将来に向かってどのような政策のもと、どのような目標、方向性を住民に示しながら進んでいくのか、分権社会の中であって非常に大切なことでもあります。そうしたことを考慮しながら、旧各市町村の状況を鑑み、不公平さを是正しながら検討されたと思いますが、その各事業、また計画に対して、どのようなことを基準に、またはどのようなことを尺度に、また目安に判断し予算計上されたのか、明確に説明願いたい。また、それと併せて、どのようなメンバーで検討し、最終的には市長の判断だと思いますが、併せて答弁願いたいと思います。

また、2つ目は、合併協議会時の取り決め事項について質問させていただきます。

合併協議会時の協議項目の中の調整内容で、合併後3年くらいを目途に再編、調整、見直しと、各項目ごとに先送りされている項目が多くありますが、今後特にいろいろある中で、どのような形で取り決めされていくのか伺いたしたいと思います。特に社会教育事業の中の公民館主体事業、各種スポーツ大会、また保育事業について、それから補助金・交付金についてということで、旧市町村単独補助金も含めて合併協定書7ページに記載されておりますが、必要性、有効性、公平性を観点に、各市町村の独自の補助金についても「新市全体の均衡を保つよう調整する。特に必要と認められるものは、当分の間現行どおりとする」とあります。均衡性を図るための予算のばらまきの配分は、私はあまり賛成しませんが、旧各市町村で特に必要と認める単独、または新規でも時代の流れに即応し、臨機応変な対応が必要であると私は思います。そうしたその時々合った補助金の交付、補助金のための活動とならないように、その時期ごとの対応を考えていくことが大切であります。

以上の判断をするときに、事前に関係者、団体等に説明、また相談等があるのか、決定後報告のみとなるのか、またその判断基準についてお伺いします。

さらに、そうした中で住民または各団体からいろいろな要望が来ます。社会現象に対応した活動を行うときに、そうした行動・活動に対して、新規に住民、または各団体等からの要望があったときは、内容を精査し、検討し、対応していただけるのか、併せてお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤 勲君） 99番、小山緑郎君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 小山議員の質問にお答えいたします。

質問の第1点は、予算編成の基本方針についてであります。

普通建設事業の優先順位や選定基準と判断、検討メンバーにつきましては、まず、予算原案である17年度普通建設事業計画をベースに当初予算化していくという編成作業を進めたわけではありますが、それぞれの事業を所管する各部、各支所から具体的な事業内容を聞き取りしたところ、補助採択の不透明な事業や合併特例債の採択基準に満たない事業でも合併特例債事業として計画されている事業がありました。市債の後年度の負担や今後の三位一体改革の方向性を考えると、財源確保がますます厳しくなる現状の中で、計画されていた全ての事業を実施するために基金を取り崩してまでも当初予算に盛り込むということは、市の財政運営上、非常に厳しいものと考えます。

そこでまず補助内示があるような財源の確実なもの、すぐに着手しなければ市民の生活に影響を及ぼすと思われる緊急性のあるものを優先的に予算化したところありますので、逆に当初計画になかった事業も追加計上しております。

次に、計画変更や事業費の見直しが可能なものについては、再検討の指示を出しております。例えば教育施設については、全施設のマスタープランを作成しながら大仙市全体の計画を作成することとしているなど、今後の補正対応や次年度以降への繰り延べ、計画に合った財源の確保が難しいものについては、時間をかけて他の財源を模索したり、さらには縮減、廃止も含めて見直し案を再検討していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

質問の第2点目、合併協議会時の取り決め事項に関する質問につきましては、総務部長から答弁させていただきます。

以上です。

○議長（加藤 勲君） 久米総務部長。

○総務部長（久米正雄君） 質問の第2点は、合併協議会の取り決めについてでございます。

合併協議におきましては1,402項目の事務事業につきまして調整を行っており、このうち合併後再編するとした項目は171件であります。これは、旧市町村における運用形態、活動内容など多くの面において差異があったことから、合併時の激変緩和を図るため、合併後3年程度で再編を図るとされたものであります。

初めに、ご質問のありました公共的団体の編成についてではありますが、合併後再編するとした公共的団体といたしましては、企業立地連絡協議会、観光協会などがあり、そ

の運営主体が行政、商工会などの他団体、または独自団体と様々であったことから、全て合併時に統合することができなかつたものであります。これらの団体の統合につきましては、団体の意向を尊重し、ご相談させていただきながら統合に向けて支援してまいりたいと存じます。

次に、社会教育事業、公民館主体事業及び各種スポーツ大会につきましては、旧市町村においてそれぞれ地域性、独自性に富んだ様々な事業が行われておりましたが、新市におきましては、それぞれの特色を活かしながらも同種の事業については統一する考えであり、関係団体と十分協議しながら進めてまいる考えであります。

次に、保育事業についてであります。現在、旧市町村ごとに実施している延長保育、一時保育などの実施方法や保育料に相違があり、保育所の運営も公立と法人立とに分かれております。当面の課題といたしましては、特別保育事業と保育料の調整がありますが、調整に際しては、地域の保育ニーズの把握、激変緩和のための措置、運営形態の違いなど検討すべき点が多数ありますので、市民のご理解を得られるよう慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、補助金・交付金についてであります。合併協定書では旧市町村で実施されていた同一、または同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等と協議を進め、他の補助金に統合できるものは統合するなど、整理統合を進めてまいりますが、中には地域振興を図る上で特に必要と認められるものもありますので、それらについては当分の間現行のとおりとし、時間をかけて調整していく必要があるとしておりますが、地域独自施策についても新市としての統一性や公平性の観点から、早急に統一してまいりたいと考えております。

また、新規の要望についての対応をどうするのかというご質問でございますが、これにつきましては、それぞれの内容を検討して大仙市として必要なものであれば、それぞれケースバイケースで考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（加藤 勲君） 99番、再質問ありませんか。はい、99番。

○99番（小山緑郎君） 普通建設事業について市長から答弁ありましたけれども、メンバーについてちょっと答弁がなかったように思いますけれども、併せてお願いしたいと思っております。

普通建設事業については、特に新規事業の場合、将来を見据えた判断の中で進めてい

ただきたいし、今後、判断基準に対し、数値的に表わせるものであれば、できるだけ数値やデータをもとに説明していただくようお願いしておきたいと思います。

また、各種事業の公共的団体等の再編に対することに関しては、例えば大きくなってプラスになるもの、またマイナスになるもの、様々考えられます。例えば一例ですが、この前設立されましたが、防犯協会とか身近な活動が必要なものに対しては、大きくなることにより末端まで目が届かなくなる可能性もあり、支部単位に重点を置いた方がより効果を得られるものもありますし、そうしたことを考慮しながら今後判断していただきたいと思っております。その点についても市長としての考えを聞かせていただければと思います。

○議長（加藤 勲君） 栗林市長。

○市長（栗林次美君） 検討メンバーの問題でありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、各事業を所管する各部長、課長、それから場合によっては各支所、次長、こういうメンバーで行っております。全体とすれば総務部、財政を持っておりますので総務部全体がこれに加わっています。判断する側は、私と教育長ということになると思います。

後段の部分については、総務部長からもう一度答弁させていただきます。

○議長（加藤 勲君） 久米総務部長。

○総務部長（久米正雄君） 各種団体の統合で、支部の活動が今までよりも悪くなるというふうなことでございますが、防犯協会や体育協会、それぞれ大仙市合併なりまして一本に、体育協会もこれからなるわけでございますが、それぞれ各支部はそれぞれ残るわけでございますので、今後とも支部の活動を中心にして、それをとりまとめるような形で大仙市のそれぞれの協会というふうな形になりますので、そういう活動が今までよりもおろそかになるようなというふうなことのないように進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（加藤 勲君） 99番。

○99番（小山緑郎君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、1点だけ質問させていただきます。

普通建設事業についてですけれども、緊急性を重視する事業にどんな事業があったのか、普通建設事業で緊急性を重視した事業を1、2点挙げるとしたら、どんな事業が挙げられますかお伺ひしたいと思ひます。

○議長（加藤 勲君） 久米総務部長。

○総務部長（久米正雄君） 特に緊急性ということにつきましては、継続事業は16年度からやっておる継続事業については予算、17年度も重点に予算計上したところがございます。そのほか、例えば国体関連の事業につきましても、既に16年度からやっている事業については引き続きやっておりますし、ただ、まだもう2年ほどございますので、期間を十分見定めて、19年までに間に合うものについてはそこら辺はまだ時間がありますので、先送りしたのも一部ございます。

○議長（加藤 勲君） 総務部長、今の質問は緊急を要するものはどれかということだから、簡単に1つ、2つ挙げてください。総務部長。

○総務部長（久米正雄君） 例えば、交付金事業については、例えば神岡の関係でございますが、バイパスとの関連ある道路の整備については今回計上しております。そういうふうなバイパスに接続しないと効果が発揮できないものについては、今回追加して計上した事業もございます。

そのほか、例えば中仙地区の用排水路の嵩上げ工事がございますけれども、これについては毎年冬期間になりますと流雪溝があふれて洪水等になっているというふうなことで、こういうものについては予算計上されております。

それから、昨年、道路改良、ほ場整備と併せまして道路改良できている部分について、舗装だけ残っているというふうなことで、それについても舗装やっていつまでも放ったらかしておきますと、改良した部分がまたでこぼこになりますので、そういうことのないように予算計上した舗装工事もございます。

○議長（加藤 勲君） これにて99番小山緑郎君の質問を終わります。

次に9番安部寛治君。9番。

○9番（安部寛治君）【登壇】 9番の安部です。今回、私の質問、皆さんが先にかなり聞いていますので、少しずつずらしていかないといけないかなと思っていますので、その点ご了承お願いしたいと思います。

まず、1の①の質問、これは住民の方から聞かれて市長に聞いてみると言った関係上、聞きますので、よろしく申し上げます。私自身は国の言うことは話半分に聞いているので、交付税が削られるのは目に見えていると思っていたんで、別に疑問には思わなかったんですが、一般の人から見れば、一般というかよくわからない人から見れば、合併しなければ年々交付税が減らされると、だから合併するんだというふうに聞いていた人が

かなりいるようで、そういう人から聞いてくれと言われたわけです。ということで、合併のアンケートを取るときに、その添付資料として合併しなければ年々地方交付税が減らされる、合併すれば10年は従来どおり配分されるという形で説明されていたと。ところが、今回の当初予算では、もう最初から減額されている、これを前提に予算が組んであって、また首長、今までの首長が減って人件費が浮いたはずなんだけど、それは一体何に使うつもりなのかということで質問されていますので、この点を又聞きで悪いんですが、市長にお尋ねします。

私の方からは、特にそれに対してさらに深く、今後、地方交付税の減額はどのようになっていくのだろうかと予想がつくのだろうか、それとも単に国からの指示待ちなのか、その点をどう見ているかをお尋ねします。それと同時に、これに関係ある問題ですが、今までの質問者の答弁を聞いていますと、特に中仙地区の青年の家については検討の余地があるということをおっしゃっておりました。また、別の面では温泉が大仙市には6つあると。これらの、何ていうか民営化じゃないけど民間委託とかを考えているとかという話を聞くと、何だか八乙女温泉、桜荘、これも見直しして、もしかして廃止まで考えているんじゃないかと心配なってきましたので、これを付け加えて、廃止することも視野に入れてこういうことを検討しているのかどうかお尋ねします。これは付け加えです。

それと②にありますように、主に削減した事業、これ、金額からいって億単位のものではどういうものがあつたのかというぐらいで質問したいと思います。

②に移ります。

4月1日付けの人事異動を見ますと、ある旧町では7級をそっくり8級に昇格しております。また、町によっては数人しかなくなっていないところもあります。また、同年齢の昇格を見ても差があるように見えました。実際、当地区の職員に聞いても不公平感があるということです。それで、市町村単位でそれぞれ今まで採用の方法、職員人事の方法が異なっていたことは確かです。旧大曲市では部課長制をとっていたし、上級職の採用試験は早くから始めているとか、また、町村の方では縁故採用が多かったとか、臨時で使っていて、それから本職に採用とかというんで、経歴関係、また、市町村の慣行にそれぞれ違いがあつたと。これらを整合させるには難しいところがあるかもしれません。しかし、職員が不公平を感じないように、公正、公平な人事をやって、職員のやる気も出せるようにしていただきたいということです。この点、昇格・昇給に関して基準が

あったのか。また、規則とか要綱のようなものがあるのか、これからつくるのか。そして、改善されていく余地、改善する予定はあるのかということが2つ目の質問です。

3つ目の質問、国保税関係です。

国保税の賦課方式で、従来、旧中仙町では所得割・均等割・平等割、それに資産割の4つでやっておりました。それが今回、資産割がなくなって、そして均一課税するというので、旧中仙町の住民からすれば、このままいくと突出した高額な税が賦課されようとしているのではないかと思われるわけです。基本的な部分でまず質問しますが、応能・応益の割合を何%に設定する予定なのか。また、基金の積立額はいくらで、予算の何%ぐらいを基金として積み立てていくのが望ましいと考えているのか。そして、収納割合を何%の目標としているのか。100%が望ましいんですが、それが実際にはできないのが現状ですから、目標設定をどうしているのか。特に旧中仙町でも収納率の向上には苦勞した経過がありまして、極端な引き上げは収納率の低下に結びつく可能性が十分にあると考えられます。先ほども言うておりましたが、税金を納めないなら短期証書、資格証書発行ということで、単純で機械的な方法をとらずに納得のしていく、納得のいく方法で収納率を高めていただきたいが、どうでしょうか。そして同時に、税額の引き上げを抑えるために基金をもっと取り崩すなり、一般会計からの繰り入れも検討してはどうかということです。例えば基金から、もう5,000万ほど取り崩せば税率8.5%というのを8.0%ぐらいに下げられるのではないかと。また、一般会計から繰り入れて、平均割や均等割を下げるができるのではないかと思うわけです。そういう点はどうでしょうか。

4つ目の、真木ダム関係ですが、真木ダムそのものについて、また水道についてかなり質問されておりましたが、改めて聞いておきます。というのは、個人的にというか、これまで真木ダム中止のためにいろいろ運動してきた経過がありまして、ダム建設そのものがつくるべき理由を後からいろいろ付け加えたやつが結構あるというような感じがしてましたので、計画の中止が喜ばしいと思っております。しかし、水道の水源確保という問題、また、治水関係は先送りできない面もあります。水道の関係ですが、もともこの計画は旧中仙町、旧太田町、旧仙北町、これら全て全世帯に上水道を引くという、ものすごく大きな事業だったわけです。ですから、これは実施する側も、また、実施してもらった住民の側にもそれぞれ分担金も来て、非常に負担金に不安のある計画だったわけです。ここで今回、ダムの建設を中止ということを経機として、水道の必要性の

ある地域、これをランクづけを行ったりして、必要性の高い地域から水を確保するという小回りの効く対応に切り替えてはどうかと。いずれ100%にするにしても、住民からすれば、早い対応が望まれるところと、まだ10年ぐらい待ってもいいんだということとあると思います。そういう点を計画を見直してはどうかというわけですが、どうでしょうか。そして同時に、今、水源が非常に汚染されてきているという話を聞いておりますし、現に旧中仙町の時代にも地下水の調査などを行って、段々汚れてきていると。また、枯渇の問題が出てきております。これの原因の1つに砂利の採取の問題があります。この問題は、砂利採取行った地域、隣接地域では水の出が悪くなったとか、濁ったとか、ボーリングのし直しをしたとか、そういう問題がある以上、この水道計画が完全に実施されるまで、地下水保全のために砂利採取の規制を強めるか、今後は認可していかない方向で検討してはどうかと思うんですが、どうでしょうか。

という、以上4項目について質問いたします。

○議長（加藤 勲君） 9番、安部寛治君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 安部議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点、当初予算の総額に関する質問と質問の第2点、4月1日付けの人事異動に関する質問につきましては総務部長から、質問の第3点、国保税に関する質問につきましては市民生活部長から答弁させていただきます。

質問の第4点の中仙、太田、仙北地区の水道計画の見直しにつきましては、真木ダム関連統合簡易水道事業として計画されておりましたが、真木ダム建設中止に伴い新たな水源の確保が必要となります。水源につきましては、県と市で構成される「真木ダム代替案検討プロジェクト」において、鋭意調査検討し、市民に理解していただける水源の確保を図ってまいりたいと考えております。

また、水源の確保と併せて、大仙市全域にわたる水道事業計画について、費用対効果等を考慮に入れながら策定し、現在、生活用水として不安を抱えている緊急性の高い地域からできるだけ早期に解決できるよう、現有の水道施設の効率的な活用を検討するなど、可能な限り給水区域の拡張を図り、安全で安定した水道水の供給に努めてまいりたいと存じます。

次に、砂利採取の規制についてであります。初めに、砂利採取計画の許可は県知事の許可を得ることとされておりますが、採取業者からの申請は市町村で受理し、市町村では申請書に基づいて砂利採取予定地の現地確認を行い、その結果、例えば周辺家屋の

飲料水、農業用水などに影響が及ぼすおそれがあると判断された場合、市町村長は砂利採取法第37条の規定により、県知事に対し必要な措置を講ずべきことを要請することができるかとされておりますので、この地元の意見が最大限反映されるよう、最終的な許可権者である県知事に具申することが責務であると考えております。

以上です。

○議長（加藤 勲君） 久米総務部長。

○総務部長（久米正雄君） 質問の第1点、当初予算総額についてお答え申し上げます。

初めに、地方交付税についてであります。今回の当初予算では、平成17年度交付実績に対し、普通交付税は1.5%の減、166億4,695万2千円を、特別交付税では9.6%増の17億5,997万4千円を計上しております。合併後10年間は従来どおりの交付ということについては、合併した年度の交付額と同額を保証するという意味ではありません。合併に伴う基準財政需要額の算定の特例を意味しております。この内容は、合併前旧市町村単位で積算した算定額を合算した金額を保証するというものでございます。つまり、普通交付税の算定にあたっては、合併し、市町村の規模が大きくなると、通常はスケールメリットがはたらきまして経費の節減が可能となり、理論的に算出される市町村の必要経費であります基準財政需要額は減少します。そういうことで、普通交付税の交付額は少なくなるということでございます。しかし実際は、合併後直ちに経費の節減ができるというふうなことじゃないことであるために、その激変緩和措置として、合併しなかった場合の普通交付税の交付額の合計額を交付するということでございます。このルールに基づいて旧8市町村単位で積算した交付税額をベースにして当初予算額に計上したものでございます。

次に、今後の交付税が減額していくのかについてでございますが、普通交付税の算定にあたっては、その算定の基礎となる基準財政需要額、それから、基準財政収入額とも多項目にわたっておりまして、それぞれの項目について基礎となる数値がございます。この基礎数値の動向によっても交付額は変わることになります。一例を挙げますと、例えば算定の基礎となるデータの1つに人口があります。平成17年度実施される国勢調査人口のデータが平成18年度以降の積算の基準となるわけでございますが、人口の減少が予想されるため、これに伴い、普通交付税の交付額も減少することが予想されます。

また、合併前の旧市町村単位で積算した場合に上乘せとなる金額を補正する段階補正係数等がございます。これらの見直し、あるいは現在、国で進められている三位一体改

革等によりまして、普通交付税の減少傾向は今後とも続くものと予想いたしております。

次に、当初予算において主に削減した事業についてであります。原則としては予算原案にある8市町村の事業計画を尊重するという考え方で予算編成しております。しかしながら交付税、市債などで計上可能な歳入を精査の結果、財源的に困難な面もございまして、一部の事業について当初予算に計上できなかった事業があります。これらについては、今後、補正予算で対応するもの、事業費の見直しをするもの、来年度以降に繰り延べするものなどに整理しまして、財源を模索しながら予算化の時期を見定めていく所存でございます。

それから、事業を削減した、億単位で削減したものというふうなことでございますが、旧大曲では集落排水事業につきましては、補助事業の内示の関係で原案と17年の当初予算では1億6,000万減額になっております。

それから旧神岡の関係では、昨日も出ましたけれども、まちづくり交付金事業について、事業全般を再検討するというふうなことで補正予算計上するというふうに申しましたけれども、この事業については約3億8,600万減額計上いたしております。

それから、旧西仙北については、統合保育所の建設事業については今年度、国からの補助内示が見込めないというふうなことから、17年度の計上を見送りまして来年度の方へ繰り延べいたしております。これが約3億5,300万でございます。

それから、旧中仙につきましては、まちづくり交付金事業の関係で、これも事業全体の見直しというふうなことから再検討するというふうなことから補正予算計上を予定しておりますが、この部分が1億3,400万、それから青年の家の大規模改修工事、これについても原案では1億5,700万ございましたが、今回は利用計画とかそれらのものを再検討するというので、今回は予算計上しなかったというふうなことで1億5,700万削減なっております。

それから、旧協和につきましては、農業集落排水事業の関係で約1億円、これは補助内示の確定によって1億円の減額でございます。

それから、旧仙北の関係では、道路新設改良の関係で合併特例債の充当が見込めないというふうなことで、今後検討して、来年度以降実施するというふうなことで、道路関係で1億7,200万ほど今回は減額しております。それから、集落排水事業の関係も補助事業の内示が少なくきたというふうなことから1億100万程度減となっております。

それから、旧太田の関係では、これも農業集落排水事業でございますが、補助内示が少なく来たということで1億400万の減になっております。

特にどこの旧8市町村も農業集落排水事業は、要望した額よりも大幅に3割程度ぐらい落ちておりますので、その関係、3月の予算原案と今回の予算では事業費が落ちているというふうなものでございます。

それから、桜荘の廃止を考えているかというふうなことでございますが、廃止の件については、今回の予算編成の間では話はしておりません。これは八乙女青年の家の大規模改修の中に桜荘の改修も入っているようでございますので、今後この改修をどういうレベルまでやるのかというふうなものは、これから9月補正に向けての検討課題になるのではないかなと思います。ただ、青年の家の改修事業でございますので、本来の目的と違うこの桜荘、温泉施設の改修というのは、合併特例債の対象にはならないというふうに言われております。そういうふうなことで、今後、財源等を検討していかなければならないのではないかなというふうに思っております。

それから、人件費の減額分を何に使うのかというふうなことでございますが、これにつきましては財源が非常に厳しいというふうなことから、こういうふうな人件費で削減した経費については、大仙市独自の施策ということで、例えば少子高齢化の関係では福祉医療費の拡大分に財源を充当するとか、すこやか子育て事業に充当したり、それから医療費の無料化、それから自治会活動支援に予算を配分しておりますし、また、学校の先生方一人一人にコンピューターを配置するというふうな、ほかでまだやっていないそういう大仙市独自の事業にこの減額分を充当して予算編成をしたものでございます。

次に、質問の第2点は、4月1日付けの人事異動についてであります。

4月1日付けの人事異動につきましては、旧町村において従来どおり行ってきた昇給・昇格人事を旧市町村ごとに持ち寄ったものであります。人事の調整や考え方につきましては、旧市町村それぞれ違いがあると思われまして、同じ年齢でも学歴や経験年数等によりまして昇格にも若干の差が出てきているのではないかなと思われまして。特に議員ご指摘のとおり、旧大曲市では部制をとってきた関係から、ほかの7町村とは違いがあるのは当然のことです。かといって4月1日から全て旧大曲市に合わせるというわけにもいかないということで、合併協議の調整内容によりまして、旧市町村の考えに任せたというのが実情であります。

しかしながら、同年代でも差が見られるというところもあり、徐々に調整を図ってま

いりたいと考えておりますし、旧態依然とした年功序列による昇格というものを見直し、本人の能力、実力を加味した昇格人事も今後は考えていかなければならない時代にきているのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、合併したてで、人事、給与体制にもまだまだばらつきがあるのが事実でありますので、十分検討の上、対処してまいりたいというふうに考えております。

それから、この昇格の基準というふうなことでございますが、ただ今申しましたとおり、4月1日については旧市町村の考えでやってきたというふうなことでございます。

また、大仙市としての要綱、昇格等の要綱があるのかというふうなことでございますが、一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則で昇格に関する事項がありますが、詳細な要綱等は持っていないというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（加藤 勲君） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋源一君） 質問の第3点、国保税に関してお答えします。

初めに、応能・応益負担の割合を何%にするのかということにつきましては、医療費の増加と所得の落ち込みを十分に考慮しながら税率を考え、応能の割合は49.99%、応益の割合は50.01%としたところであります。

次に、財政調整基金の保有額につきましては、国・県の指導によると、平成12年までは給付費の5%以上の積み立てが望ましいとされておりました、仮に今年度の保険給付費、予算額約80億円から試算いたしますと、約4億円程度が基金の目安となります。しかし、現在は国保財政の基盤を安定強化する観点から、十分な基金を積み立てるようにと指導されています。

次に、収納率につきましては、平成16年度の収納率は92.74%となる見込みでありますが、平成17年度においては保険者としての自助努力を加味いたしまして、93%としたところであります。

また、収納率向上のための方策につきましては、新規滞納者を未然に防ぐために臨戸徴収を重ね、収納に努めたいと存じます。

次に、基金の取り崩しにつきましては、現時点での基金保有額は6億7,286万5千円ですが、今年度予算では農業所得・営業所得等による税の減収分を補てんするため、1億7,184万8千円の取り崩しをいたしましたので、ご理解賜るようお願い

いたします。

また、一般会計からの繰り入れにつきましては、国の繰入基準に従い、繰り入れしておりますので、これにつきましても重ねてご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（加藤 勲君） 9番、再質問ございませんか。はい、9番。

○9番（安部寛治君） 答弁の順番に合わせて再質問します。

まず4番の方からいきます。

地下水の件、砂利採取の件ですが、これは町の時代にやっていたんでよくわかりますが、要するにその具申の内容ですね、それによって県知事が判断するわけですが、その内容の関係で、例えば今まで中仙の場合は5メートルまでということを強調しておりました。そういう深さに関しては、どういうふうを考えるか。また、水質汚濁を防ぐために、そういう環境の破壊を進めないために、できるだけ許可しない方が良いというような具申をするつもりがあるのか、という点を再質問します。

次に、人事異動の件です。

要綱は、条例はできたけれども要綱はまだ持っていないということで、今後、そういったもの、先ほどの答弁にあった経歴、また採用の方法、そういったものでいろいろ調整していく必要があるんで、細かい要綱をどのようにつくっていくのか考えがあるのなら、また、なくても要綱そのものはつくる予定があるのか、その点をお尋ねします。そしてまた、先ほど言いましたが、4月1日付けの人事では、何となく不公平感があるので、これが改善されるのか、近い将来。それとも来年の人事異動まで待たなければならないのか、その点をお尋ねします。

そして3番目ですが、これは応能・応益を、ほとんど50%、半々にするということですが、そうしますと非常に応益で、特に今まで資産割のあった地域では、極端に低所得者層というのか、わりと所得の低かった部分に影響して、保険額が上がることとなります。その点はどのように緩和措置をとるつもりなのか、それとも緩和措置はとらないで、どんと今までの倍近くの保険金が、健康保険税がくるのか、その点お尋ねします。そしてまた、一般会計からの繰り入れは国の基準って、それはわかっているんで、そういう意味じゃなくて、給付費に一般会計から繰り入れできないかということを質問しているわけです。

誰だかの質問に答えてたんですが、ついでに聞きます。国保税の伸び、退職医療費が

10%アップするというふうに見ていますが、医療費が10%上がるなんていうのは異常な事態ですよ。これを現実と見ているのかどうか。普通、小さい町の、規模の小さいところだったら、大きな病気をした場合には、例えば旧中仙では10億ぐらいだったのが1億も跳ね上がって10%上がるなどということも可能性としてはあるんですが、これだけの大きな大仙市となった以上、それだけ大きく伸びも見込まなければいけない必然性があるのか、その点をお尋ねします。

○議長（加藤 勲君） 鎌田建設部長。

○建設部長（鎌田栄治君） 私の方からは、砂利採取の関係につきましてお答え申し上げたいと思いますが、ただいま市長が答弁申し上げましたように、基本的には県知事の権限に属するものでございますけれども、市町村経由ということになっておりますので、その具申の内容につきましては、やはり現地調査の上、多大な影響がある場合は、その程度をきっちりやっぱり具申してまいらなければならないというふうに考えております。水道水への影響があると懸念される採取場については、地下水を水源としている水道事業管理者としての市町村長の同意書が添付されているものに限り、その同意の範囲内というようなことも中にはありますし、特に陸砂利の場合ですと砂利採取計画認可準則というようなものが国土交通省の河川局長の通達に出されておまして、この中で許可の条件の中に、農地における最大掘削深は、採取後の埋め戻しの必要性から見て、原則として5メートル程度であることというようなことが準則の中に示されておりますので、特に農地等の場合は5メートル以上はまず原則的にないというふうに考えております。

いずれにせよ現地等をよく確認の上、市としての態度をきっちりやっぱり具申するというのが、やはり最終的な許可の条件というふうになるとと思いますので、そこを市の責務ということできっちりやっぱりしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（加藤 勲君） 久米総務部長。

○総務部長（久米正雄君） 人事の昇格に関する要綱をつくる予定があるのかということでございますが、これにつきましては大仙市、10万市になったわけでございますので、ほかの10万市でどのような形で人事異動とか人事の昇格とかやっているのか、それらを調査してみたいというふうに考えております。

それから、4月1日付けの異動は不公平だというふうなお尋ねでございますけれども、これまでの人事異動の昇格とか昇給については、それぞれの旧市町村の基準とか考え方でやってきておりますので、当然違いはあるものというふうに思っております。ただ、

その解消をすぐやるのかどうかということでございますけれども、今のところはそういう考えはございませんで、今後は先ほど申しましたとおり本人の能力とか実力とか、そういうものを加味した人事をやっていかなければできないと思います。ただ単に年齢が、ある一定の年齢がなったので昇格するとかというふうなことでは、これからの10万市の職員としてはうまくないので、そういうふうなことじゃなくて、やっぱりその職員の仕事のやり方とかそういうものが昇格の基準になるのではないかというふうに考えております。

それから、7月の異動については、今現在ものすごく事務量の偏っております、そういうその忙しいところを何とかしなければならぬということと、それから、保育園の統合等がございまして、それが7月1日から開園するところも出てきますので、そういう部分的な異動を7月に考えております。

以上です。

○議長（加藤 勲君） 次に、高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋源一君） 応益割合が大きくなった場合に、低所得者に対する影響が大きいのではないかということでございますが、応益割合を応能割合の方に切り替えて大きくした場合、また逆に所得の中間層が大変厳しい状態におかれます。それで、いわゆる低所得者に対しましては、大仙市の国民健康保険税の減免取扱要綱を適用しまして、それを措置するというございますが、いずれの人、どの層にも、どの人たちにも非常に良い状態で公平に税を賦課するということはなかなか難しい状態にあります。それで、そこら辺を考えましてご理解賜りたいと思います。

それから、一般会計繰り入れが、いわゆるできないかというご質問でございましたが、この件につきましては平成14年の4月に総務省の自治財政局から出された通達がございます。これによりますと、これは一般会計の国保特別会計繰出の考え方ということで通知してあるものですが、この中で国民健康保険事業等の一般会計繰出は、累積赤字の解消、基金積立、保険事業の充実など、中・長期的な国民健康保険財政の安定化に資するための措置に充てるべきだと、それを期待するよと。保険税の安易な引き上げに充てることは想定していないというような具合の通知でありました。もちろん今回、安易なという言葉にはちょっと問題あるかと思いますが、いずれにしましても、やはり一般会計からの繰り出しについては慎重な検討が必要かと思っております。

それから、10%の関係につきましては、医療費の10%ですか、退職関係の医療費

の10%伸びということですか。

○9番（安部寛治君）　そうです。

○市民生活部長（高橋源一君）　この件につきましては、ご承知のように、ご案内のように、退職手当組合の構成員というのは数が少のうございます。一般的な被保険者に比べて非常に数が少ないわけですが、この場合は少し、少しというか少人数の高額に医療にかかる方が、患者が出ますと大きく変動します。ですから、そういう面ではこの退職者医療の場合は、関係につきましては、非常に変動の激しいところでございますので、これは今回たまたま最近の数値からしますとこういうような形になりますが、いずれにしましてもいつまでもそういう状態でもありませんし、そういう観点で考えていただければよろしいかと思えます。

なお、先ほど資産割につきまして、それによって今回の課税に大きな影響があるのではないかというお話しでありましたが、資産割は、8市町村合わせまして、大体これまでの、昨年度の実績で見ますと7,000万ほどというようなふうに私伺っております。ですから、全体的にそんなに、全体の税のアップに大きな影響を与える、そのことによって大きな影響を与えるということはないものと感じております。

よろしく申し上げます。

○議長（加藤　勲君）　9番。

○9番（安部寛治君）　最後の国保税に関して再々質問します。

先ほど、収納率を93%と、これは当年度分に関してはどういうふうに見ているか。たぶん過年度分も加えて93%と見ているんじゃないかと思うんですが、当年度課税分に対してはどのように見ているかということをつ。

それともう一つ、基金なんですが、これ4億程度というか、県の方から4億以上、5%以上という指導のようなんですが、今、一般会計から、最初段で一般会計から基金の方に入れておいて基金の方を取り崩すと、そういう手は使えないのでしょうか。

以上2点。

○議長（加藤　勲君）　高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋源一君）　お答えします。

収納率につきましては、分けて考えておられるのかというようなことでございますが、私の認識からいたしますと、この93%は全体で考えた確かに数値でございます。もちろんいわゆる当年度分の収納率でございますが、滞繰分につきましては、どうしてもや

はり徴収率が落ちるといふようなことがございますが、ただ、全体に占める、いわゆる滞繰分の税額につきましては少のうございますので、やはりこの93%というのは当年度分という全体の金額だといふふうな考えでもらえば、率だと考えてもらえばよろしいかと思ひます。

それから、基金に一般会計から繰り入れしまして、それを今度取り崩すといふ考え方につきましては、確かにその点はよろしいことではございますが、ただ、先ほど申し上げましたように、やはりそれにつきましては長期的な考え方で財政基盤、それからその財政状況、それから今後の国保運営、そういうことをトータルに考えまして、検討してからやはり実施するべきものではないかなといふように考えております。やはり今現段階では、あまり前向きに考えていくものではないかなといふふうには考えております。

○議長（加藤 勲君） これにて9番安部寛治君の質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。午後2時20分に再開いたします。

午後 2時06分 休 憩

午後 2時20分 再 開

○議長（加藤 勲君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

申し上げます。先ほどの9番安部寛治君に対する答弁に誤りがありました。訂正の申し出がありましたので発言を許します。高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋源一君） お許しをいただきまして、訂正とお詫びを申し上げます。

先ほど安部議員の方から収納率の関係につきましてご質問ありましたが、この点につきまして、私の発言にちょっと間違いがありましたので、正確なご説明をさせていただきます。

収納率の関係につきまして、一般医療の分の現年度分が93%、滞繰分が10%、それから介護の現年分が93%、滞繰分が7%、それから退職の医療の現年分が98%、滞繰分が10%、それから介護関係の現年分が98%、滞繰分が7%といふような具合でございますので、大変失礼しましたが、よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤 勲君） 9番、よろしくお願ひします。

一般質問を続けます。19番杉澤千恵子君。

○19番（杉澤千恵子君） 【登壇】 公明党の杉澤千恵子です。

通告に従ひまして一般質問7点についてお伺ひいたします。

初めに、裁判員制度の導入について伺います。

平成16年5月、通常国会で裁判員法が制定され、4年後の平成21年5月までの間にスタートすることになりました。世界的には司法への国民参加制度は定着し、アメリカやイギリス、ドイツ、イタリアなど欧米で既に行われております。導入していないのは、先進諸国の中では日本だけであります。この狙いは、閉鎖的になりがちな裁判の透明化や裁判の審理、表決に国民の幅広い参加を求めて、一般市民の社会常識を裁判に反映させていくことにありますが、国民が殺人や傷害致死などの重大な犯罪についての刑事裁判へ参加、プロの裁判官とともに事件を捜査した検察官や、その事件を起こした疑いのある人を助けようとする弁護人の主張を聞いた上で有罪か無罪か、また、量刑を決める制度であります。これまで身近に感じられなかった一般市民からすると、なかなかなじまないものと思われれます。裁判員は選挙人名簿の中からくじで選ばれます。が、裁判員になることができない特定の人、また、例外的に免除される者を除いては多くの市民が対象になります。本市においては、確率は少ないとはいっても選ばれた人は国民の義務として簡単に断ることができません。裁判員の出頭を拒否したり、守秘義務に違反したときは懲役や罰金刑に課せられるなど理解し難い法律のため、慎重な準備が必要であると認識しております。国の法律とはいえ様々な問題や疑問を抱えた市民は、市町村の窓口の対応に期待してくると思われれます。

そこで質問いたします。

1、裁判員制度に対する市長の見解はどうか、お伺いします。

2、市民に対して、当該制度の概要を広報等を通じて周知徹底することも必要と考えられるかどうか、お答えください。

次に、男女共同参画についてお伺いいたします。

初めに、平成17年度大仙市として男女共同参画室を設けてくださいましたことに心より感謝申し上げます。これで少し拍車がかかるのではないかと期待しております。

さて、1996年、男女共同参画社会基本法が制定され、施行されました。この法律は、男女が平等に社会の中で個性と能力を発揮し、男女の人権が尊重される社会を男女共同参画社会と呼び、その重要性を明らかにしています。そして男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を負うべき社会と定義しています。男性中心の社会から、実質的な

男女平等社会への転換を促すための根拠の法が誕生したということの意義は大きいと考えます。世界に例を見ない急速な少子高齢化が進む我が国を、21世紀も活力ある社会にするためには、男女を問わずに個人がその能力を十分に発揮できる環境整備が必要になってまいります。男性も女性も、仕事も家庭もうまくバランスがとれるような社会を構築していく男女共同参画社会をつくっていく必要があります。女性が働きやすい国ほど出生率が高いと言われているそうでありまして、北欧では女性も男性も育児と仕事を無理なく両立でき、その両方を担える社会、男女共同参画社会を築いたことによって出生率が上がったということがございます。この基本法は、将来にわたって豊かで活力ある社会を築くためには、どうしても実現が欠くことのできない要件であることを明確にしたと同時に、その形成の促進という新しい行政課題を明示しています。既に全国各地においては独自の条例づくりが進んでおります。条例の制定によりまして、あらゆる分野へ男女共同参画の意義を浸透させ、市民、事業者に対し、男女共同参画に関する取り組みを促すことができ、同時に男女共同参画の推進を阻害する要因の解消に向けての権利侵害の禁止なども細かく網羅することもできるわけがございます。条例の制定は、男女共同参画社会の促進をする上での法的根拠になり、実現に向けた確かな一歩になり、それは将来にわたって市民の新たな財産になると私は考えます。

そこで質問いたします。

1、男女共同参画社会構築に向けての市長の見解はどうか。大曲議会ではお伺いしておりましたが、新たな大仙市としての市長の見解をお伺いいたします。

2つ目、男女共同参画プラン行動計画の策定を速やかに推進し、条例の制定はできないか。

3つ目、その上で、（仮称）男女共同参画センターの設置をしていただけないかお伺いいたします。

3つ目です。カラーバリアフリーについてお伺いいたします。

当市では公共施設、道路、公園など、積極的にバリアフリーを推進しております。段差の解消、手すりの設置、点字ブロックの整備、オストメート、車椅子用トイレの設置など日々進んでおります。しかし、カラーバリアフリー対策については、その取り組みが薄いのではないかとおもわれます。一般的に色覚障害を持った方は男性の5%、女性の0.2%と言われ、赤や緑の混じった特定の範囲の色に差を感じにくいという色覚特性を持っていると言われております。男性では20人に1、男女合わせて100人の中に

2、3人いることとなります。このような色覚障害は、意外と身近な問題にもかかわらず、その認識は決して高いとは言えないのが現状であります。

そこで質問します。当市のホームページや広報等の市政情報には多くの色が使われておりますが、これらは色覚障害を持った方々に配慮されたものになっているのでしょうか。

4点目です。防災対策と災害時の対応についてお伺いいたします。

6、433人の尊い命を奪った阪神淡路大震災から丸10年が過ぎました。昨年10月には、マグニチュード9.0の新潟県中越地震、12月にはマグニチュード9.0のスマトラ島沖大地震による大津波が発生しました。新潟県中越地震では、豪雪の中、多くの方々が仮設住宅で不自由な生活を余儀なくされました。スマトラ沖大地震による大津波では、30万もの方々が犠牲となられ、テレビの映像を見て改めて津波の恐ろしさを知らされた思いでありました。

防災対策充実のために文科省のホームページには、地震の確率が世界のプレートと併せて表示されております。また、秋田大学工学資源学部が地震予知に大いに貢献しております。同学部と連携し、情報を常に取り入れることで大仙市の防災は充実していくのではないかと考えます。

さて、当市では災害が起きた場合の備えは大丈夫でしょうか。横手市にあるヘリポートを管理した県の備蓄施設を視察した際、県は大規模地震で最大被災者を3万8,311人と推定し、その約7割に当たり2万8,000人分の毛布や仮設トイレなど生活関連物資の備蓄を目標にしているとの説明があり、2万8,000人分の半分を県が、残り半分を市町村が負担するそうでありました。その県負担分1万4,000人分は県内4カ所、鷹巣、雄和、岩城、横手の備蓄倉庫に保管されておりました。残りの1万4,000人分は、各市町村が県から割り当てられた人数に従って目標を定め備蓄することになっております。能代市では、市として市内4カ所に分けて備蓄しておりました。一方、何一つ備蓄していないところもあり、県全体としては目標値には満たずの状況であるそうです。

災害時の市民への情報提供の方法としては、兵庫県伊丹市では、一昨年9月より「メルマガ緊急時情報登録」システムをスタートしております。これはあらかじめ登録したアドレスに緊急時、情報を提供するという画期的なシステムであります。時差なく情報を得られるという点で、市民にとってもメリットが大きいと思います。

そこで質問いたします。

1、当市の備蓄状況について、目標値と現況はどうなっているでしょうか。

2、新潟中越地震では110カ所中19の自治体で防災行政無線が使えなかったと言われておりますが、当市の状況はどうなっているでしょうか。

3つ目、緊急災害情報を携帯電話、家庭のパソコンへ配信できないでしょうか。

4つ目、地域の防災意識とその高揚への対策はどうなっているでしょうか。

5点目の質問です。子供をとりまく安全・安心対策についてお伺いいたします。

昨年度に続いて本年度も大曲地区の小学校新入生に遊技協会から防犯ブザーを贈っていただきましたことには感謝でいっぱいでございます。当市でも最近、不審者の情報がたびたびありますので、防犯ブザーが子供たちを守ってくれると思います。

子供の安全については、昨今、大小の事件が報道されております。今年2月、大阪府寝屋川市の小学校に包丁を持った若い男が侵入し、男性教諭を刺殺し、他の2人の女性教職員に重傷を負わせる事件がありました。またかたやりきれない気持ちでいっぱいです。安全であるはずの学校が安全でなくなっております。

これまで文科省は、平成14年に学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル、15年には学校施設整備指針、16年には学校安全緊急アピール、17年には学校の安全確保のための施策等について、など示しております。また、寝屋川の事件を受け、学校安全のための方策の再点検として、安全・安心な学校づくりのための文科省プロジェクトチームが設置されました。相次ぐ事件に文科省は、警察庁と共に連携していく方向にあります。また、地域のボランティアの養成、研修など、様々な対策・支援を実施していく予定であるそうです。

一方、子供自身が自分自身を守れるように、持っている力を引き出すことの大切さを教える「CAP（子供への暴力阻止）プログラム」の活動が全国に広がっております。いじめや虐待、痴漢、誘拐、性暴力といった様々な暴力を受けたときに、どう対処すべきか劇で役を演じたり、話し合いなどの参加型学習を通じて身につけるものです。先日私もこのワークを受講してまいりました。また、いざというときに大きな声を出すことや手を振りほどくなどの護身術も学びます。安全な環境整備がハードな面だとすると、子供自身の護身術はソフト面と言えるでしょう。未来を担う子供たちの安全は最優先に取り組まなければならない課題と考えます。

そこで質問いたします。当市における学校教育現場での実施、または考えられておられる安全対策は、ご紹介いただきたいと思っております。

2つ目、地域学校安全指導員、スクールガードリーダー等の配置の考えについてあるのでしょうか。なければ予算がないのか、なぜできないのか、理由をお知らせいただければありがたいと思います。

この「CAPプログラム」の導入はできないのでしょうか。

以上3点についてお伺いいたします。

6番目です。使える英語の指導体制強化についてお伺いいたします。

私も学校10年間英語は勉強してきましたんですが、全然しゃべれません。小学校での英語教育に対する文科省の取り組みが加速し、これまでの支援策に加え、昨年4月には英語の必修化に関する検討会がスタートしました。さらに本年度予算にモデル事業を盛り込むなど、積極的な施策拡充を図っております。

当市においては認可外保育所の日の出ベビーホームが週1回30分程度の英語での遊びを取り入れております。また、小学校では年に数回、ALTの訪問がありますが、大曲小学校の例ですけれども、1学級当たり年2時間という実情で、外国人と触れ合う程度の成果しかないように私には思われます。

また、幼児と小学校低学年を対象とした英語で遊ぼう授業もありますが、定員枠が小さく、なかなか受講できないとの声もあります。全国的には一昨年度に英語活動を実施した学校は全体の88.3%に上がっておりますが、実際の実施時間数は最も多い6年生で1カ月に1時間程度であります。中国や韓国では、既に小学校の段階で本格導入がなされております。急速な国際化に対応するため、中学校卒業段階で日常会話ができるようになるような小学校における英語活動の実現を目指していただきたいとの思いでお伺いいたします。

1つ、英語が使える日本人の育成のための行動計画に基づき、当市小学校ではどのような英語活動を実施しているのか。また、その成果と課題をどのように考えていらっしゃいますか。

2つ目、文科省では小学校英語活動指導力向上の事業を英語活動を積極的に行っている市町村を対象に実施しております。当該事業をどのように認識し、実施に対してどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

最後です。生きる力を育む食育教育についてお伺いいたします。

皆様ご承知のとおり秋田県の子供たちは身長、体重等の発達状態では、全ての年齢において全国平均を上回り、そのほとんどが全国のトップレベルにあります。しかしなが

ら健康状態では、裸眼視力1.0以下の割合や虫歯の罹患率、肥満傾向などが全国平均を上回るという現状です。生活習慣病につながる食生活の問題は、いまや大人だけではなく子供にも共通した深刻な問題です。背が大きくても骨密度の低い子供、やせていても内臓脂肪の多い子供もおります。動物性脂肪、塩分、糖分の過剰摂取は、確実に子供たちの体をむしばんでいるように思います。成長期の児童生徒にとって、規則正しい食事は豊富な栄養を摂取するのみならず、内臓のリズムをつくるためやホルモンなどの様々な成長にかかわる大切なものであります。子供は心身の発達や何らかの刺激に対する防御機能の発達が未熟であるため、体内、または外の刺激によって生態リズムが乱れやすく、体の異常はそれらが原因となることが多いのであります。

今も昔も子供たちにとって楽しみなのは給食であります。家庭で食べなかったものが給食を通じて食べられるようになった子供も多いと聞きました。家庭で補えない栄養を得られるという点からも給食の意義は大きいと思います。大曲給食センターからの献立表には様々な情報が載せられ、父兄の方々からも好評であります。今月はこの地産作物を、このメニューで使っているという情報が載せられています。食に関する指導は、特に家庭の協力がなくては効果がありませんが、成長期とその後の健康な体を自分自身で作り守るという自己管理能力を養うための最低限度の食に関する知識として、その定着を目的としての食教育が必要であると考えます。当市は県南有数の穀倉地帯でもありますし、食物の栽培方法など学校現場で教えていくことは、食べ物を大事にする心の教育にもつながると考えます。例えば学校農園などにおいて実体験を踏まえた食料教育、農業教育は、これからの重要なことであると思います。秋田県は米を中心とした日本型食生活の定着を一番としておりますが、当市においては県をリードする食育教育をと願わずにはられません。

そこで質問いたします。各小中学校における食育に対する取り組みについて教えてください。

2つ目、家庭の食育に関する情報発信について。

3つ目、給食における地産作物の摂取状況についてはどうでしょうか。

4つ目、実体験の食糧教育、農業教育の導入はできないのでしょうか。

以上で質問を終わります。

○議長（加藤 勲君） 19番、杉澤千恵子君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 杉澤議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、「裁判員制度」についてであります。この制度は重大な刑事裁判における判決及び量刑と国民意識との間に大きな乖離があり、裁判所に対する国民の不信感があったことから、これを払拭するため、国をあげて司法改革の一環として制度化されたもので、平成21年5月までにスタートするものであります。

しかしながら我が国においては、一般人が裁判にかかわる機会が少なく、また、裁判制度についての理解も浅く、さらには判決に関与するということがないため、国民の裁判員制度に対する関心も低く、また、裁判員に選任されることを望まない方々も相当いるのではないかと予想されております。したがって、現時点では地方公共団体として裁判員制度全体の啓蒙を含めて、どのような対応ができるものか、時間をかけて検討させていただきたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

質問の第2点、男女共同参画に関する質問と質問の第3点、カラーバリアフリーに関する質問につきましては企画部長から、質問の第4点、防災対策と災害時の対応に関する質問につきましては市民生活部長から、質問の第5点、子供の安全・安心対策に関する質問につきましては教育長から、質問の第6点、使える英語教育に関する質問と質問の第7点目、食育教育に関する質問につきましては教育次長からそれぞれ答弁させていただきます。

○議長（加藤 勲君） 笹元教育長。

○教育長（笹元嘉辰君） ご質問の第5点は、子供の安全・安心対策についてであります。

初めに、学校の安全対策につきましては、現在のところ市としての統一した対応策を講ずるには至っておりません。これまで各地区、各学校で行ってございました対応策、例えば全教室に職員室へつながる非常ベルの設置、各教室に防犯ブザーを設置、防犯カメラの設置、刺股の配備、来訪者用ネームプレートの準備、常時教職員がホイッスルを携帯するなどなどの強化を進めているところであります。

市内全ての学校が共通して実施しております対応策といたしましては、「不審者への対応マニュアル」の作成、不審者侵入時の避難訓練、職員室から死角になる非常口への施錠などであります。

また、寄贈いただいた防犯ブザーを市内小学校1・2年生が携帯しております。

今後、各分室、各校とも協議を重ねながら、地域の状況も考慮した市としての安全対策を進めてまいります。

次に、防犯の専門家や警察官OBをスクールガードリーダーとして委嘱し配置する計

画は、現在のところはございません。なぜなのかという質問が加えられましたが、経費や人員の配置の問題もありますが、当市の学校規模等の問題もございます。小学校32校ございますが、学校教育法で一応示しております標準学級というのは、学年2学級から3学級でございます。こういう標準からしますと、大仙市の小学校は小規模校というのが31校中29校でございます。過大規模校というのが1校、大曲小、それから標準というのが花館小1校だけでございます。この規模、こういう規模にスクールガードリーダーというのを全て配置が必要なのかどうなのかということ、今後の検討が必要になります。ただ、やっぱりうちの学校の子供は私たちが守るという目配り、愛情といいますかな、それで教師と校務員が守るということ、これが子供への思いも深くするし、教育職場というのはそういうものであろうという、大変私個人的な考えではありますが持っております。と同時に、学校を地域に開くこと、学校の願いや実情を地域に示して共同歩調で子供を育む体制こそが大きく子供を守ることになる。子供を守る石垣は、むしろPTA、地域住民、地域の関係団体、警察などとの緊密な連絡、まずはこの面を強化したい、こう考えております。市といたしましては、神岡、中仙、仙北地区で子供たちの登下校時の安全を見守るためPTAや老人クラブ等により組織されたボランティア団体等の活動が市内全域に広がり、一層充実しますよう働きかけてまいります。

次に、子供が自分を守るために子供たち自身が持っている力を引き出す「CAPプログラム」の導入につきましては、不審者侵入時の避難訓練の際にロールプレイングを行い、その後、子供たちが話し合い活動をするなど類似した学習活動が見られるようになってまいりました。しかしながら「CAPプログラム」の認知がまだ十分になされていないこと、児童虐待や性的暴力を想定しての学習活動には、慎重かつ専門的で高度なカウンセリング技術等を要することなどから、まずはこのプログラムそのものの研究が必要かと考えております。

以上です。

○議長（加藤 勲君） 次に、佐々木企画部長。

○企画部長（佐々木正広君） ご質問の2点目、男女共同参画についてお答え申し上げます。

初めに、条例の制定等についてでございますが、男女共同参画社会の構築につきましては、男女が対等な構成員として参画し、活動・活躍できる社会形成を目指すことと認識しており、これからの社会のあり方、社会全体の構造改革のための重要課題の1つと

とらえ、行政のみでなく住民意識の高揚など、息の長い取り組みが必要と考え、あらゆる機会を通じ、男女共同参画の推進に努力してまいります。

次に、男女共同参画プラン行動計画の策定につきましては、合併協定に基づき、旧大曲市の計画を基本に、一般公募による委員を含めました男女共同参画審議会の審議をいただきながら本年中に策定いたします。

また、条例制定につきましては、市民や事業者などの皆さんから参画プラン、行動計画に対する理解とともに、推進事業に積極的に参加していただくことがまず必要不可欠と考え、当面は研修会やパンフレット配布等により意識啓発に努め、その盛り上がりの中で議論を重ね、さらには男女共同参画審議会などで制定の実効性も含め、検討いたしてまいりたいと考えております。

次の男女共同参画センターにつきましては、現在、サンクエスト大曲内に「男女共同参画活動拠点コーナー」を設置し、共同参画推進のための市民活動や情報提供の場として利用いただいているところであり、今後、住民意識の浸透度や活動の盛り上がり状況を見極めながら検討してまいりたいと考えております。

ご質問の第3点、カラーバリアフリーについてでございます。

広報「だいせん」並びにホームページの編集にあたっては、内容に合った色使い、見やすい色の組み合わせなど視覚障害の方に対してもわかりやすい色づかいに留意しているところであります。

近年、バリアフリーという考え方が広く普及し、市としましても積極的に取り組んでいるところであり、広報につきましても視覚障害の方に配慮することにより、幅広い層の皆様方にも市政情報が一層わかりやすく伝わるものと考えますので、今後ともより市民に親しまれ読みやすい広報誌にするため努力してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤 勲君） 次に、高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋源一君） 質問の第4点、防災対策と災害時の対応についてお答えします。

初めに、備蓄関係についてであります。防災備蓄倉庫につきましては、合併協定において防災施設災害時備蓄品は全て新市に引き継ぐとされており、大曲地区は大曲小学校、神岡地区は消防コミュニティセンター、西仙北地区は旧浄水場と水防倉庫と、旧市町村の15カを備蓄倉庫としてそのまま活用しております。備蓄の目標値につきまして

は、県の目標値は最大避難者数を2万8,000人と想定し、県と市町村が2分の1ずつ分担して備蓄することとしまして、市町村においてはそれぞれの人口比で分担することになっております。当市の場合は1,180人分ではありますが、まず食糧関係ではアルファ米4,500食、乾パン896食、非常食1,800食、そして飲料水1,450リットルとなっております。衣服防寒関係では、毛布1,080枚、タオルケット250枚、肌着300セットなどとなっております。このほかにテント44張、給水ポリタンク400個、発電機、投光器、カセットコンロ、石油ストーブなども備えておりますが、これで充足しているとは思いませんので、今後におきまして地域防災計画の策定と併せて、その充足に努めてまいりたいと考えております。

次に、防災行政無線についてであります。住民に対して一斉通報を行う、いわゆる固定局につきましては仙北地区に配置しております。他地区におきましては、職員が携帯する移動式で、基地局6カ所、車載型73個、携帯型59個で対応しております。

ただ、旧市町村で整備した防災行政無線は、それぞれ電波の周波数が違っております。これを1周波数にするためには、相当額の経費が見込まれますことから、今後の課題としまして取り組まなければならないと存じております。

なお、県が出先機関、それから市町村と通信する防災行政無線が各総合支所に備えられておりますが、これは人工衛星を介する無線でありまして、非常時には威力を発揮するものと考えております。このほかに大仙警察署を介して県警本部、県に連絡がつく非常通信ルートも確立されております。

次に、緊急災害情報を携帯電話、家庭のパソコンへの配信についてであります。高度情報化社会の進展により、パソコンと携帯電話の普及は著しく、この通信手段を活用した緊急災害情報の提供は有効であると考えますが、今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。

次に、防災意識とその高揚への対策についてであります。地域の防災意識の高揚には、何といたしましても自主防災組織の役割が欠かせません。当市の自主防災組織は、火災予防組合も含めて町内会、集落単位に組織している地区もあれば、組織の少ない地区もあります。若干のばらつきがあるように見ております。災害時においては、お互いに助け合うという意識と行動が被害を最小限にとどめる、そういうふうに行われております。このことから住民の協調体制の醸成と組織的に行動する自主防災組織の役割は大変大きく、その育成強化は重要であると考えております。今後におきまして広域消防本

部や消防団などの関係団体等との連携を図りながら、自主防災組織の活動状況等を把握し、組織の少ない地区には結成を呼びかけるなど、その育成強化の方策を検討してまいりたいと存じます。

このほか、市民に対する防災知識の普及、啓蒙も重要であります。市広報や各種パンフレットを通じて、自分たちのまちは自分たちで守るという自主防災意識の醸成に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（加藤 勲君） 次に、毛利教育次長。

○教育次長（毛利博信君） 質問の第6点は、使える英語教育についてであります。

初めに、当市の小学校での英語教育につきましては、各学校が国際理解教育の一環として位置づけ実践をいたしております。その多くは、総合的な学習の時間を活用し、英語指導助手や国際交流員の協力を得ながら、英語による挨拶や会話、ゲームや歌などの活動を行っております。

成果といたしましては、すすんで英語を話ししたり外国の方に積極的に話しかけようとする子供などが増え、外国文化や生活習慣の違いにつきましても抵抗なく受け入れられる雰囲気次第に醸成されてきていることなどが挙げられます。

一方、課題といたしましては、事前準備も含めて十分な時間の確保ができないこと、あるいは外国の方と触れ合う機会の少なさが報告されております。ご案内のように現在の小学校学習指導要領では英語学習を取り扱う場合は、教科としてではなく国際理解教育の中等で取り扱うことが示されておりますので、そうしたことも含めまして各学校が教育課程の見直しを、あるいは工夫を図るとともに、英語指導助手と国際交流員が市全体を視野に入れ、効率的に訪問できる体制を整えることにより解決につながっていくものと思います。

なお、国際理解の前提として自国に対する理解や国語力の大切さをも大事にしなければということを痛感いたしております。そうした点にも十分配慮しながら一層の充実を図られるよう支援をしていきたいと考えております。

次に、小学校英語活動指導力向上事業につきましては、本市としても前向きに検討いたしております。本事業のうち、小学校英語活動支援事業につきましては、稲沢・峰吉川・淀川の3つの小学校で実施する予定でございます。非常勤職員に加え、国際教養大学の学生を派遣していただく方向で、現在、大学や県教育庁との関係機関と調整をいた

しているところでございます。

続きまして質問の第7点は、食育教育についてでございます。

初めに、学校の取り組みにつきましては、市内全ての小学校において食に関する年間指導計画が作成されております。地域の食材を使つての調理実習、親子クッキング教室、給食センターや栄養職員との連携による授業などの取り組みがなされております。

次に、家庭への情報発信につきましては、PTAの参観日、食に関する授業参観、給食試食会の実施、学校報、給食だより、保健室だよりにより行い、家庭との連携に努めております。

次に、地場産作物の摂取状況につきましては、平成15年度における市内給食センター8施設における主な野菜の使用量は、年間13万5,574キログラムでございます。そのうち地場産が27.9%でありまして、使用率は年々増加してきております。

次に、実体験としての食糧教育、農業教育につきましては、農作業を体験したり、実際に学校田や学校園を活用して野菜づくりや米づくりを行ったりと、それぞれの学校の状況に応じた多様な活動がなされております。実体験を踏まえた食糧教育、農業教育は、奥行きが深く、心の教育にもつながる極めて大事なものと受け止めてございます。

以上でございます。

○議長（加藤 勲君） 19番、再質問はありますか。

○19番（杉澤千恵子君） ありません。

○議長（加藤 勲君） これにて19番杉澤千恵子君の質問を終わります。

○議長（加藤 勲君） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会し、明日、本会議第4日を定刻に開議いたします。

散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 3時04分 散 会